

## 目 次

会期日程表 .....	1
陳情文書表 .....	2

### 第 1 号 (6月6日)

開会、散会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
行政報告 .....	5
議案第22号の上程、説明 .....	6
議案第23号の上程、説明 .....	7
議案第24号の上程、説明 .....	8
議案第25号の上程、説明 .....	8
議案第26号の上程、説明 .....	9
議案第27号の上程、説明 .....	10
議案第28号の上程、説明 .....	11
議案第29号の上程、説明 .....	11
議案第30号の上程、説明 .....	12
議案第31号の上程、説明 .....	13
議案第32号の上程、説明 .....	13
報告第4号の上程、報告 .....	14
報告第5号の上程、報告 .....	15
報告第6号の上程、報告 .....	15
散会の宣告 .....	15

### 第 2 号 (6月7日)

開議、散会の日時 .....	17
出席議員 .....	17
欠席議員 .....	17
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	17

事務局出席者	17
議事日程	18
開議の宣告	19
一般質問	19
平良嗣男議員	19
宮城貢議員	22
大山美佐子議員	28
大城邦彦議員	29
吉浜覚議員	34
宮城良治議員	41
宮城美和子議員	48
散会の宣告	51

### 第 3 号 (6月10日)

開議、散会の日時	53
出席議員	53
欠席議員	53
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	53
事務局出席者	53
議事日程	54
追加議事日程	54
開議の宣告	55
議案第22号の質疑	55
議案第23号の質疑、委員会付託	56
議案第24号の質疑、委員会付託	56
議案第25号の質疑、委員会付託	56
議案第26号の質疑、委員会付託	56
議案第27号の質疑、委員会付託	57
議案第28号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	57
議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	57
議案第30号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	58
議案第31号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	59
議案第32号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	59
議案第22号大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例訂正の件	60
訂正後の議案第22号の質疑、委員会付託	61
諸般の報告	65
休会について	65
散会の宣告	65

第 4 号 (6月12日)

開議、閉会の日時 .....	67
出席議員 .....	67
欠席議員 .....	67
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	67
事務局出席者 .....	67
議事日程 .....	68
開議の宣告 .....	69
議案第22号～議案第27号の一括上程、委員長報告、質疑、議案第22号の修正動議提出、 修正動議の説明、修正動議の質疑、議案第22号～議案第27号の討論、採決 .....	69
議案第29号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	78
閉会の宣告 .....	79
署名議員 .....	79

令和6年第4回定例会会議録  
(会期日程表)

開会 令和6年6月6日  
会期7日間  
閉会 令和6年6月12日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月6日	木	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告3件
6月7日	金	本会議	午前10時	一般質問
6月8日	土	休 会		議案検討
6月9日	日	休 会		議案検討
6月10日	月	本会議	午前10時	議案第22号～第27号質疑、総務常任委員会付託 議案第29号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第28号、第30号～第32号質疑、委員会付託省略 (即決)
6月11日	火	委員会	午前10時	議案第22号～第27号総務常任委員会(説明～採決)
		委員会	午後1時30分	議案第29号予算審査特別委員会(説明～採決)
6月12日	水	本会議	午前10時	議案第22号～第27号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第29号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 7日間 本会議日数 4日間 委員会日数 1日間 休会日数 2日間

※各委員会及び最終日の本会議の開議時間については、状況次第では予定時間より前後する場合があります。

## 陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
22	令和6年5月2日	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣安男	議員配布
23	令和6年5月27日	ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書	栃木県芳賀郡益子町 成田さち	議員配布

# 令和6年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和6年6月6日

## 1. 開会、散会の日時

開 会 (令和6年6月6日 午前10時00分)

散 会 (令和6年6月6日 午前10時39分)

## 2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
副 村 長	宮 城 豊	教 育 課 長	新 城 寛
総 務 課 長	真喜志 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
財 務 課 長	前 田 佳 政	監 査 事 務 局 長	知 念 和 史
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	真喜志 亮
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	佐久川 紀 亮		
企 画 観 光 課 参 事	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	島 袋 未 来		

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案第22号	大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例	提案説明
6	議案第23号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議案第24号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議案第25号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議案第26号	大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
10	議案第27号	大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議案第28号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	提案説明
12	議案第29号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	提案説明
13	議案第30号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	提案説明
14	議案第31号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第1号）	提案説明
15	議案第32号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）	提案説明
16	報告第4号	繰越明許費繰越計算書の報告について（令和5年度大宜味村一般会計予算）	報告
17	報告第5号	事故繰越し繰越計算書の報告について（令和5年度大宜味村一般会計予算）	報告
18	報告第6号	繰越明許費繰越計算書の報告について（令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算）	報告

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。  
ただいまから令和6年第4回大宜味村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 前田 孝議員及び7番 新崎悟一議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの7日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日から6月12日までの7日間に決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。  
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。  
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### ◎行政報告

- 議長（大城佐一） 日程第4 行政報告を行います。  
村長から行政報告の申出がありました。これを許します。村長。  
(友寄景善村長 登壇)
- 村長（友寄景善） おはようございます。  
昨年5月8日から新庁舎での業務を開始して1年余が経過しました。なお一層、村民サービスの向上へ向け、全職員一丸となり取り組んでまいります。  
それでは一般行政報告としまして、本年3月から5月までをかいつまんで報告申し上げます。



議案書の3枚目を御覧ください。

3月2日に、南城市役所において、米国ワシントン州立大学及びワットコムコミュニティカレッジと本村を含む県内6市村との間で連携協定調印を交わし、留学をはじめ、映画学習がしやすい環境が図られました。

3月22日には、国立自然史博物館シンポジウムが東京都で開催され、3月定例会の都合上オンラインで参加し、状況把握と理解に努めました。

3月31日には、村役場の退職者辞令交付式を行いました。2名の退職者がありました。

ページをめくりまして、4月1日に職員の辞令交付式を行い、副村長が1年半ぶりに誕生しました。議会の御理解に改めて感謝申し上げます。新採用職員3名をはじめ、大幅な人事異動発令となりました。

4月12日には、児童福祉週間に先立ち認定こども園での鯉のぼり掲揚式に参加し、多くの関係者とともに子供たちの健やかな成長を願いました。

4月14日には、那覇市内で大宜味村出身者と関係者で組織する郷友会一心会との懇親会に村議会、区長会、村職員共々参加し、郷里との情報交換や懇親を深めてまいりました。

ページをめくりまして、5月14日から15日にかけて、全国赤十字大会に参加しました。大会に先立ち日本赤十字社本社を訪問し、赤十字の歴史や役割、使命等について認識を新たにしました。大会では世界の紛争地で身を危険にさらされながら活動する赤十字職員の生々しい体験談の報告があり、感銘を受けるとともに、世界平和を願わずにはいられませんでした。

5月27日は、沖縄県知事が行政視察のため本村を訪問され、宮城橋周辺の海が砂で堆積し、塩屋湾に悪影響を及ぼしていること。そして今後の塩屋湾の管理の促進と水質浄化等のために浚渫を要望いたしました。併せて結の浜北側護岸が損壊している現場を案内し、足下が極めて悪い状況を、県知事は海面付近まで降りられ、念入りに確認されていました。村としては当該護岸が県の管理となっていることから、早急な修繕を要請いたしました。

翌日の28日は、村民の声を村長が直接聞く日に設定し、村民11名から日々の暮らしに関することなど、直接話を聞くことができ有益な機会であったと思います。

なお、令和5年度入札結果報告と令和6年度入札結果報告を添付しておりますので、お目通しください。

○ 議長（大城佐一） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第5 議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例  
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日提出  
大宜味村長 友寄景善

提案理由

大宜味村の地域活性化に貢献する移住定住支援及び、地域コミュニティの維持を図るため、大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例により必要な事項を定めるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長。

（佐久川紀亮企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（佐久川紀亮） 議案第22号について補足説明を行います。

本条例は、移住定住支援及び地域コミュニティの維持を図るため、移住定住促進住宅の設置及び管理に関する必要事項を定めるものでございます。

本条例は、第1条から第26条までの条項で構成されております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

第3条では住宅の名称及び位置、第4条は入居者の公募の方法を、第5条の入居資格については、入居の条件を定めております。第7条では、入居者の選考及び決定について定めております。第10条は入居の期間で2年以内と定めております。第11条では家賃の額、第19条では敷金を2か月分の家賃相当額と定めております。第21条では自治会への参加等として、自治会の加入及び積極的な参加等について遵守することとしております。第22条では入居者の禁止事項を定めております。

なお、この条例については、公布の日から施行することとしています。

説明資料に施行規則を添付していますのでご参照ください。

詳細については、委員会で御説明させていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎議案第23号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年6月6日提出

大宜味村長 友寄景善

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

移住定住促進住宅入居者選考委員会委員、日額、6,000円

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例等の提案に伴い、移住定住促進住宅入居者選

考委員会委員を追加する必要があるため、この案を提出する。

なお、説明資料として、新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

詳細につきましては、委員会で担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第7 議案第24号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第24号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日提出

大宜味村長 友寄景善

#### 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、育児休業中の会計年度任用職員において勤務時間に応じ、勤勉手当の支給ができるよう改正する必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

（真喜志 亮総務課長 登壇）

○ 総務課長（真喜志 亮） それでは議案第24号について補足説明いたします。

今回の改正については、育児休業中の会計年度任用職員において、勤務期間に応じて、勤勉手当の支給ができるため改正するもので、第7条2項中の「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という）を除く。）」を削り、第8条中「（会計年度任用職員を除く。）」を「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という）を除く。）」に改めるものとなっております。

第19条第2項第1号中の改正については、適用条文の修正となっております。

施行期日は、公布の日から施行となります。

なお、説明資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第25号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第25号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)の一部改正に伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令関係省令の一部改正による、過疎法に基づく地方税の課税免除適用期限を、令和6年3月31日から、令和9年3月31日に改める改正となっており、同時に引用文言と条項整理も行っております。

なお、説明資料として、新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

詳細については、委員会で担当課長から説明させます。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明

- 議長(大城佐一) 日程第9 議案第26号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第26号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が公布されたこと及び各医療費助成について個人番号と連携して事務処理を行う必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

- 議長(大城佐一) 総務課長。

(真喜志 亮総務課長 登壇)

- 総務課長(真喜志 亮) それでは議案第26号について補足説明いたします。

今回の改正については、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会・提供を行う

事務及び特定個人情報のことを、それぞれ「特定個人番号利用事務」「利用特定個人情報」という用語で表記することになったことに伴い、第2条中の第6号及び第7号の追加、第4条第1項中及び同条3号中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」へ、同条第3号中「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改めるものとなっております。

また、今回の改正に合わせて、各医療費助成について個人番号と連携した事務処理を行うことができるよう別表第1及び別表第2で事務の追加を行った改正となっております。

その他条文の整理等は省略させていただきます。

施行期日としましては、公布の日からとなります。

なお、説明資料として新旧対照表と、今回の条例改正に伴い、規則の改正も行っていることから、規則の改め文及び新旧対照表も添付しておりますので、ご参照下さい。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第27号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第10 議案第27号 大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第27号 大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱が令和6年3月15日に改正され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

（宮城 敦住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 敦） それでは議案第27号について補足説明いたします。

今回の改正につきましては、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱の一部が改正されたことに伴う本条例の改正で、2条で「養育者」について、養育者本人（主な生計維持者1人）までを医療費助成の対象となるよう2条の「用語の定義」及び3条の「対象者」について改正を行うものです。

また、今回の改正とともに沖縄県の実施要綱に合わせて条文の追加及び文言等の整理を行っております。

施行期日は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

なお、説明資料として新旧対照表及び施行規則の一部改正の規則を添付しておりますので、御参照く

ださい。

詳細につきましては、総務常任委員会にて、説明させていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第11 議案第28号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第28号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約を別紙のように定めることについて、構成団体と協議をするため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため、この案を提出する。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第29号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第12 議案第29号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第29号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）

令和6年度大宜味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,287万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,834万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年6月6日提出

補足説明を副村長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

（宮城 豊副村長 登壇）

○ 副村長（宮城 豊） 議案第29号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）の概要について御説明いたします。

今回の予算の補正は6,287万4,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書の1ページをお開き下さい。

1款「村税」4,409千円の増額は、「固定資産税」と「軽自動車税」の調定額の増額によるものです。

14款「国庫支出金」19,521千円の増額ですが、主に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の増と、「社会資本整備総合交付金」の減によるものです。

18款「繰入金」3,747千円の増額ですが、「結の浜宅地分譲買い戻し」を行うための、財政形成基金の取り崩し金です。

20款「諸収入」38,831千円の増額ですが、主に「沖縄北部連携促進特別振興事業補助金」の海浜整備事業の過年度分収入によるものです。

21款「村債」4,700千円の減額ですが、主に「過疎対策事業債」及び「土木債」の実績に伴うものです。

以上が歳入の主な概要です。

つづきまして歳出の主な概要を説明します。予算書の2ページをお開き下さい。

2款「総務費」21,598千円の増額ですが、主に人事異動に伴う「人件費」によるものです。

3款「民生費」37,096千円の増額ですが、主に、「物価高騰交付金」、「定額減税給付金」、「子育て世帯給付金」事業によるものです。

8款「土木費」24,286千円の減額ですが、主に「社会資本整備事業」の交付決定額の減によるものです。

以上が歳出の主な概要です。

なお、詳細については予算審査特別委員会で各担当課長より説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎議案第30号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第13 議案第30号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第30号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ 5 億 1,969 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 6 日提出

大宜味村長 友寄景善

主な内容につきましては、歳入で 4 款「国庫支出金」1,811 千円、国保システム改修に係る社会保障・税番号システム整備費補助金の増額となっております。

歳出につきましては、1 款「総務費」2,527 千円の増額、主にマイナンバーカードと保険証の一体化に対応するための国保システム改修委託料となっております。9 款「諸支出金」3,089 千円の増額につきましては、令和 5 年度の保険者努力支援交付金交付額確定に伴う返還金の増額、10 款「予備費」は 4,256 千円の減額となっております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第 31 号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第 14 議案第 31 号 令和 6 年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第 31 号 令和 6 年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）（総則）

第 1 条 令和 6 年度大宜味村工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度大宜味村工業用水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出			
第 1 款工業用水道事業費用	506 万 1,000 円	26 万 6,000 円	532 万 7,000 円
第 1 項営業費用	455 万 7,000 円	26 万 6,000 円	482 万 3,000 円

令和 6 年 6 月 6 日提出

大宜味村長 友寄景善

今回の補正は、26 万 6,000 円の増額補正となっております。

内容としましては、昨年からの渇水の影響により、企業支援施設で使用する水が不足し、簡易水道から供給し対応したため、収益的支出において、光熱水費の不足分を増額補正するものであります。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第 32 号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第 15 議案第 32 号 令和 6 年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第 1



号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 議案第32号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款簡易水道事業費用	2億2,287万7,000円	9万2,000円	2億2,296万9,000円
第1項営業費用	2億1,537万4,000円	9万2,000円	2億1,546万6,000円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,888万8,000円は引継金303万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額757万3,000円、当年度損益勘定留保資金1,828万5,000円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款資本的支出	2億1,985万4,000円	3万4,000円	2億1,988万8,000円
第1項建設改良費	1億9,113万2,000円	3万4,000円	1億9,116万6,000円

次のページをお願いします。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,283万5,000円	12万6,000円	2,296万1,000円

令和6年6月6日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、職員及び会計年度任用職員の共済費利率見直しにより職員給与費計12万6,000円を増額しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

#### ◎報告第4号の上程、報告

○ 議長(大城佐一) 日程第16 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。報告を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について

令和5年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治

法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日提出  
大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

---

◎報告第5号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第17 報告第5号 事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。  
報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第5号 事故繰越し繰越計算書の報告について

令和5年度大宜味村一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和6年6月6日提出  
大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

---

◎報告第6号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第18 報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。  
報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告について

令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日提出  
大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

---

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時39分）

# 令和6年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和6年6月7日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (令和6年6月7日 午前10時00分)

散 会 (令和6年6月7日 午後2時23分)

## 2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
副 村 長	宮 城 豊	教 育 課 長	新 城 寛
総 務 課 長	真喜志 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
財 務 課 長	前 田 佳 政	監 査 事 務 局 長	知 念 和 史
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	真喜志 亮
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	佐久川 紀 亮		
企 画 観 光 課 参 事	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	島 袋 未 来		

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

---

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎一般質問

- 議長（大城佐一） 日程第1 一般質問を行います。  
通告順により、発言を許可します。
- 

◇ 平 良 嗣 男 議 員

- 議長（大城佐一） 初めに9番 平良嗣男議員の一般質問を許可します。9番 平良嗣男議員。  
○ 9番（平良嗣男） おはようございます。それでは一般質問をさせていただきたいと思います。  
認知症対応型グループホーム入居者家賃助成についてお伺いをいたしたいと思います。  
村内には、介護度区分 要支援・要介護認定を受けられた村民が多数居ると聞いています。  
その中で、認知症対応型グループホームへの家賃助成（村よりの補助金）ができないか次の3点についてお伺いしたいと思います。  
1点目に、介護度区分 要支援1～要介護5までの村民は何名なのかお伺いをいたしたい。  
そして2点目に、沖縄県介護保険広域連合が認知症対応型共同生活介護事業の家賃等補助事業とは、どのような内容かお伺いをいたしたい。  
そして3点目に、認知症対応型グループホームへの一人当たり2万円の家賃助成（村よりの助成金）ができないか、その3点についてお伺いをいたしたい。

- 議長（大城佐一） 村長。  
(友寄景善村長 登壇)

- 村長（友寄景善） お答えします。  
要支援1～要介護5までの村民は何名かにつきましては、令和6年3月末時点で大宜味村が保険者となっている要介護認定を受けている方々は、241名となっています。そのうち、村民（住所地特例該当者を除く）は233名となっております。  
次に家賃等補助事業につきましては、認知症グループホームにおいて、家賃、食材費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行うものとなっております。  
認知症対応型グループホームへの家賃等助成事業につきましては、地域支援事業の「包括的支援事業及び任意事業」の中に事業メニューがあり、制度上は地域の実情に応じて事業の実施ができることとなっております。本村におきましては、現在、既に「包括的支援事業及び任意事業」の交付上限額を超過している状況であり、実施する事は難しいものと考えております。

- 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。  
○ 9番（平良嗣男） 先ほど村長は、大変難しいというようなことを申し上げておりますが、我が大宜味村は大変包括支援センターの職員が頑張っており、今6名の方が頑張っておられると思いますが、その

中で人件費や物価高騰などの影響で大変厳しい状況にあるということは重々知っているところでございます。広域連合が行っている地域事業の包括的支援事業及び任意事業。任意事業のその他事業の中で認知症対策型協働介護事業がありますよね。そこら辺よく知っていますよね。そこら辺で結局はお隣の国頭村は対応をしております。これは今国頭村の例を申し上げますと、国頭村は認知症高齢者グループホームの入居者家賃助成事業実施要綱を平成30年9月11日に告示をして国頭村は実施をしております。その中で国頭村の状況を見ますと、令和3年度、補助額が253万9,800円、延べ人数が130人分、そして令和4年度は327万8,350円、延べ人数160人分、令和5年度は300万6,500円、延べ人数150人となっております。平均150名の皆さん方に対応して行っている。これは公益の事業を使ってやっているわけですね。これは村の一般財源が出るわけではありません。そういう中で国頭村はこの事業を行っているところであります。

そこで、今、村長は大変難しいということでしたが、結局はこの高齢者の皆さん方はこれまで本村において大変いろんな面において寄与した皆さん方、いずれはお互いみんなそういうふうな感じになるわけですよ。そういう中において、やはり低所得、特に国民年金の旧国民年金をもらっている方、そういう皆さん方は8万円の年金しかないでしょう。そういう中で例えば11万円のグループホームの費用が出るとすると、差額分、これはもちろん足りないものは家族の皆さんがやるでしょう。しかしながらどうしてもできない方がいる。そういうようなことを鑑みて、やはり村は福祉に力を入れて、大変今福祉の関連で頑張っているのはよく知っております。大宜味村がやっているものはみんな私調べて持っていますから、これは分かるんですが、しかしながらもう一歩ね、行政の長として、福祉に力を入れてやっていくと、そういうふうな思いがないのかどうか。

いわばね、大宜味村の村づくり応援寄附がありますね。これは大変多くの皆さん方から大事なお金を預かって、村はいろんなものに使っております。例えば産業振興のために寄与しなさいと。または保健福祉の充実に寄与しなさい。そして教育、歴史、文化の振興に関してやりなさい。生活環境に関する事業をやりなさいとか、また大きなものは大宜味村の豊かな自然環境、世界自然遺産の安全と活用に関する事業等に使いなさいと、そういうふうなもろもろの事業があって、そういう目的があって、ふるさと納税をやっている皆さん方の思いを行政はこれに当てて使っているところであろうかと思えます。

そういう中で介護福祉充実に係る事業の中で840万円、今ありますね。今まで実績としてありますよ。そういう中でこれもいろんな面で精いっぱいだという返事が来るだろうと私は見ておりますが、そこら辺を活用した福祉の充実に、これができないかどうか。そこら辺をお伺いしたい。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

先ほどありました認知症対応型グループホームへの1人当たりの2万円の家賃助成ですが、1人当たり2万円の家賃助成をした場合、最大で200万円を超える財源支出となることが一応予想できます。村が事業者に対して家賃助成をすることで地域の高齢者が本村に残れる可能性が高まると同時に、事業者にとって入居の安定的確保にもつながることから、ひいては村の福祉向上にもつながるものだと思っております。ただ、現状として事業の費用として超過している部分があります。その点を含めて財源等の確保も含めて、先ほどありました一括交付金ではなくて、ふるさと納税のほうの部分も含めまして、財政面を考慮しながら慎重に検討していく必要があると思えます。また、一般財源を使用する事業の実施等も考えられるとは思いますが、その点も含めて慎重に考えながら検討していく必要があるのかなと

思っております。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今、9名の方の件を申し上げましたよね。これが今、1人当たり2万円とすると、1年間12か月。そういう中で216万円余になる。そういう感じで今あったように、そこら辺は重々把握しておりますが、そこのほうは先ほど私が申し上げたいわば介護保険広域のその事業で本来だったらやるべきなんですよね。これはほかの市町村も今沖縄県の広域連合に加入していない宜野湾市などは1人当たり3万円になっています。そして沖縄県の広域連合に加入している中においては、これはみんな調べておりますけれども、今国頭村が初めてやっています。そこに続いて、東村も今そのようなことをやっという感じやっています。これはなぜか。我が大宜味村は、大宜味村だけではないですよ。今全体的に人口減の中で結局そういうことをすることにおいて、その皆さん方を助けながら、とにかくこれは大宜味村の交付税等にもみんな影響しますでしょう。大宜味村から出ていくと人口が減るわけだから、交付税の算定にかかってくるでしょう。そういう件も考慮しないとイケません。だからそこら辺を鑑みながら、大変厳しい財政である。今福祉関連においていろいろ調べてみました。行政が今一生懸命やっておられるこの金額で大変厳しい中で頑張っていることに対して、本当に敬意を示したい。しかしながらその9名の方、今216万円余、そこをどうにかできないかということなんです。今広域連合の上限額、大宜味村に対して。介護予防、日常生活支援総合事業、これは2,159万4,364円、そして包括的支援事業及び任意事業、これですよね。これが1,297万1,702円、そして包括的支援事業の社会保障分、これが4,713万円あるんだけど、この内容、行政がやっている事業を見て、私も納得していますよ、頑張っている、この事業を精いっぱい使っているなど。これだけで頭打ちになっているんだというようなことが重々分かりますが、この広域連合が各市町村の上限額をつくったのは、これはどのようにしてやっているのか。人口割、この高齢者のこの年齢のあれでやっているのかどうか。広域のこの限度額だよ、頭打ちの金額。これがだからこういうような金額だから今対応ができないというようなことがあると思うんだよ。そこら辺どういう感じで広域は算定しているのか。そこら辺分かっていたら教えてください。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

すみません、先ほどありました交付額の上限額につきましては、私の勉強不足で申し訳ありません。そこについては今確認取れていないので、後ほどまた回答させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） とにかく、この上限額は皆さんこれに基づいて仕事をしているわけだから。その中で、特に今言った包括的支援事業及び任意事業、その中で、今この頭打ちになっているんだよね、この1,200万円余がね。これは何か。今の人件費の高騰、物価高騰、そういう中でそういうふうになっているんだということは重々知っている。しかしながら、村長、もっとこういう弱者の、村民に対して。今これだけ頑張っていることはよく分かりますよ。どうやって対応しやってあげるか。そこら辺を考える必要があると思う。私はこの村づくり応援寄附の中の、寄附していただいている皆さん方の思い、この中で村も活用しているんだ。その使っている中身も分かりますよ、私。みんな調べて分かっていますから。しかしながらそこら辺をもっと村として弱者の皆さん方をいかに過ごさせていくか。そこら辺を考えていただきたい。村長どう思いますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） ただいまの質問ですが、グループホームということですが、私の認識として、このグループホームというのは地域に住む方が自律を支援するための施設ということで、この1か月間の費用についても国が一律じゃなくて、事業者によって建築費の費用とか、サービスの程度によって変わるものだというふうに私は認識しております。当然人件費が上がれば生活費も上がりますので、この1か月の使用料というのは上がると思いますが、この家賃というのは、生活全体のことを言っているのか、あるいは部分的な家賃、食費も除いての家賃ということの御理解でよろしいですか。家賃に限定しているものであれば、この事業者の経営状況、どのようなサービス提供をしているのかといろいろ調査しないことには、すぐ幾ら補助するとか、助成するとかというふうなことは即断できません。もちろん弱者を支えるのは村の役目でございますので、そこら辺は事業主体の経営実態、どのようなサービス提供、どのような形でこの単価設定がされて、どれだけの負担感があるのか等々についてもちゃんと調査しないことには即答できませんので、そこら辺は情報交換、情報収集して適切に対応させていただきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今の村長の答弁、これは今後、速急に本当はやってほしい。今村長が言ったグループホーム、認知症対応型共同生活介護、これはグループホームなんですよ、いわば。そこは地域密着型のサービスを行わなければならない。認知症対応型共同生活介護は認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスでありますよね。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるように認知症の利用者がグループホームに入所して家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴など日常生活の向上の支援や機能訓練などのサービスを受けられる。それがグループホームなんです。そこを弱者の皆さん方はこれまで村に年配方は、先人の皆さん方は村にこれだけ寄与してきた皆さん方、農業をやっている皆さん方であろうと、公務員であろうと、そういう皆さん方が多数おられて、そういう皆さん方が村をこれまで支えてきた、そういう皆さん方を弱者を応援していく。これは村の当たり前の仕事である。これは財政的な面があるが、しかしながらそこら辺も考えつついろんな分野のものを検証しながら、この認知症対応型の家賃助成についてもこれから期待しながらやっていきたいと思っております。最後に何かあればお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 村としましては、グループホームの趣旨、先ほど申しましたように村内の方々が自立支援、あるいはグループホームの中でもいろいろ作業しながら、自立した生活ができるようにということが本来の趣旨でありますので、それに向けて村として何か対応できるようなことがありましたら、また検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 以上で9番 平良嗣男議員の一般質問を終わります。

---

◇ 宮 城 貢 議員

○ 議長（大城佐一） 次に1番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 令和6年度村行政全般について（重点事業等の進捗と政治姿勢）について伺います。

令和6年大宜味村行政全般と村長の政治姿勢について伺います。



①令和5年12月定例議会、令和6年3月定例議会の一般質問で『福祉拠点整備事業について、国の補助事業等は国とのパイプ役が必要だと聞いている。』と伺いました。令和6年1月12日（金）、村長は沖縄市市民会館での自由民主党沖縄第3選挙区新春の集いに参加しました。集いの最後に、壇上で『今年の選挙・必勝の為ガンバロー三唱』がありました。村長は、壇上に上がり右手こぶしをあげガンバロー三唱を行いました。私も含めて周りの方々は沖縄県議選での自由民主党公認候補者への村長の支持・推薦だと考えました。今回の国頭郡区の県議選挙において、村長はどの候補者を支持するのか伺います。

②大型宿泊施設誘致調整業務について伺います。結の浜に大型宿泊施設を誘致することにより、村内での長期滞在型観光の充実が図られる。村内雇用の創出・定住人口の増や地域振興にも大きな効果が期待できるとの事業内容である。R5年4月・8月・10月に大型宿泊施設誘致に関する地域説明会を実施し、その中でホテル事業者と基本協定書締結に向け調整中とあった。令和6年3月定例議会、一般質問への返答は『ホテル事業者側との調整は、11月21日に協定締結や進捗について、私自ら連絡し、状況を確認させていただいた。12月25日に別事業の要請を行うため東京に行ったときに、事業者本部を訪問し、社長、専務に対応していただき、直接現状を伺いました。その他、設計に関連すること、協定内容に関する事など、担当課において、事業者側の担当と調整を進めております。』とのことでした。令和5年度末での協定書締結はなぜ遅れているか伺います。

③結の浜海浜整備事業について伺います。令和6年3月定例議会、一般質問で結の浜南側・塩屋漁港区域内における養浜整備、海浜公園（管理棟、駐車場など）の整備とあるが、具体的な内容（工種、工期、予算規模）を伺いました。答弁として『具体的な内容は、海側の土木工事と、施工管理業務委託、もずく網移設、指定管理者の選定となっている。工期は年度内での完了を見込み、予算規模として8億4千659千円を計上している』とのことでした。指定管理者等について現在検討中の指針等はあるのか伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。  
（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

国頭郡区の県議選挙において、どの候補を支持するかについてですが、私はキナまさきさんと儀保ゆいさんを支持しております。

協定締結に関しては、3月の一般質問でも答弁しましたが、物価高騰等で建築費用が高騰し、事業計画の見直し等があるということで、締結には至っておりません。村としても、進捗状況を確認するため、6月19日にルートインホテル東京本部に出向き、状況確認を行う予定となっております。

指定管理に関する指針はありませんが、年内には指定管理の募集に関するプロポーザル仕様書及び選定委員会の要綱等を準備し、年明け以降の募集に向け準備を進められたらと考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。  
○ 1番（宮城 貢） ①のほうから伺います。

村長のほうで、国頭郡区で県議選については喜納さんと儀保さんを支持しているということでした。後援会の役員になっておられますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。  
○ 村長（友寄景善） なっておりません。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 選挙であれば総決起大会等があります。そこには参加して挨拶をされていますか。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） はい、参加してあいさつしたことがあります。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 皆さん御存じだと思います。5月31日に、沖縄タイムス2面に県議選についての記事があります。あとで感想を伺います。31日、県議選、違法掲示1,559件、撤去命令の大見出しがあります。国頭郡区の喜納候補158、儀保候補108、仲里全孝46、この中で県選挙管理委員会は5月23日付で立候補有権者の氏名などを記載した違法なポスターやのぼり1,559件に撤去命令を出した。実はこの喜納さんと儀保さんの掲示物が特に大宜味村で目立つんです。その件で村長の何か感想があればお願いいたします。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） のぼりや掲示物について、私は一切触れたことはありませんし、他人に対して指示できる立場でもありませんので、全くそのことには関知しておりません。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 国頭郡区は定数2名です。3名のうち村長の支持する喜納さん、儀保さんのほうで当選しますと、仲里全孝さんは落選になります。今回この点で、チラシを見たことがあるかと思うんですが、やっぱり仲里さんのほうが国との太いパイプ、これから大宜味村が進めていこうという事業に対しての太いパイプ、仲里さんから第3選挙区の島尻安伊子さん、それから中央への流れというのがあると思います。それとパンフレットを見られたら分かると思うんですが、仲里さんのパンフレットの中で大宜味村は9項目あります。その中に村のほうで今まで課題となったものが事業として、県とのですね、県議ですから、県とのパイプ役としてそういう関係のものができるということもあります。ぜひとも、ちょっと村長、喜納さん、儀保さん2人が当選するという思いで今おられますか。
- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） 国頭郡定数は2名ですので、私が支持する候補、1名の方はかなり前から私のほうに挨拶に見えておりました、もう1人もその後挨拶に見えておりました。仲里さんは挨拶に見えておりませんし、私久しく言葉も交わしたことはありません。内容についてはいずれも大宜味村北部振興について非常にいい政策を掲げているということで、私も大変評価しておりますが、何しろ定数が2名でございますので、3名を支持するわけにはいきません。3名を支持すると道義的な問題もありますので、今回は定数2名ということで2名の方を支持しておりますが、なぜ支持したかということにつきましてもこの方々の経歴、実績、人柄、そして私のお付き合いの程度等を勘案して2人を支持させていただきました。もし、仲里さんが挨拶に見えていたならばどうなっていたかは分かりませんが、定数2名ですので2名を支持したとそういう状況であります。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 北部の中で振興策、北部予算のあたりも重々、この大宜味村、そういう関係の資金でもって事業を進めてきたところもあります。仲里さんの中で北部12市町村、今回名護市の場合は市からということで11町村ですね、その中で8名の首長が仲里さんを支持しております。それにはやっ

ぱり各地域の事業関係、またそういうパイプ役をやってほしいということでもあると思います。あと議会ですが、全議長が、11町村の議長が役員として入っております。首長がされていないところは議長のほうで一番の責任者ということで今回進めております。ぜひともこのことは留意されて、北部市町村会の中で発言力というか、予算がまた取れるような形でまた考えてください。

2番目に行きます。12月25日は要請は別事業だと聞いていますが、団体ですか、それとも単独で行かれましたか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

団体というか、少人数2名でお伺いしました。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） その要請内容と2名ということはどこか、村外の市町村の方ですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 前の議会で答弁させていただきましたが、その方は村議会議員の1人も含まれております。

○ 1番（宮城 貢） すみません、要請内容も。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 要請内容というか情報収集ですね、コミュニティーバスを導入するに当たっての国交省、国の補助メニューとかそこら辺を収集するために行きました。そしてホテルに関しては現在の進捗状況、どうして滞っているのかそこら辺を確認させていただきました。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 前回3月議会でこの件は私のほうで質問しています。村長の答弁の中で、議事録を後で確認しますけれども、ついでにホテルに行ったという感じの、要請関係が主でホテルに対しては東京に行ったから会ってやったんだという感じの文言だと私は捉えています。今回、平成30年2月8日にホテル出店に関する基本協定書は締結されております。村長はその基本協定書の何に疑義がありますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 協定は交わされておりません。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） すみません、村長印が押されたホテルの基本協定書がありますが。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課参事。

○ 企画観光課参事（福地 亮） お答えします。

今お見せいただいた、それは出店の基本協定書になっていると思います。平成30年の2月に締結されたもので、これは出店に向けて一緒に努力していきましょうというような出店協定書になっていて、今締結しようとしているものは、これからこういうふうな施設を造りましょうというときにいろんな取り決め事項を交わしていこうというような内容ですね。そういったものを契約書に近いものの協定書になりますので、議員がお持ちになっている協定書とはまた別のものになると考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） お伺いします。

そうすると、基本協定書をこれから取り交わすということであれば、この協定内容は、この目的とか建設用地とか、その内容以外にもまだまだ出てきますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課参事。

○ 企画観光課参事（福地 亮） お答えします。

こちらの内容につきましては、住民説明会ですね、これまで行われてきていますけれども、その中の資料にもこういう内容を示していきますよというところでさせていただいておりますので、例えば用地の面積の大きさであったりとか契約期間であったり、あと守るべき事項であったりとか金額を示していくものとか、そういったものが、契約書に近いような内容が示される協定書です。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 協定書は甲乙、甲のほうは当然大宜味村になると思います。この協定書の内容はどちらがつくるんですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課参事。

○ 企画観光課参事（福地 亮） お答えします。

協定書の案としましては、我々村のほうで案を作成しております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 伺います。

その内容には、やっぱり地元対策というか、地元之恩恵がある形の項目も当然入りますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課参事。

○ 企画観光課参事（福地 亮） お答えします。

これまでの住民説明会の中で住民から意見、要望があった内容も踏まえて、あと商工観光関係とか物産関係とかの内容も含まれた協定内容にはなっております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、③に入ります。

指定管理者の選定についてどれだけの時間が必要ですか。今年度で選定を行うということですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

先ほど村長からも答弁ありましたが、今現在プロポーザルの仕様書のほうを作成しております、その内容が固まり次第、また選定委員会の要綱等も準備して、できれば年明けまでにプロポーザルをしたいと思っています。ただ、議会のほうでまた指定管理の議案等の提出、議決が必要となりますが、そちらについては3月なのか、6月なのか、まだこれからの調整になると考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 3月、6月というのは来年度の3月、6月。指定管理者を選定するこの委員会の構成はどのような構成になりますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

先ほどもお答えしたんですが、選定委員会の要綱等の中でこちらのメンバーについても決めていくこととなりますので、これから選定していくこととなります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 今回は指定管理者、大宜味村が進める中で指定管理者の収入源、指定管理料についてどのように考えておられますか。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(佐久川紀亮) お答えいたします。

指定管理に関しましては、村としての今の想定では、基本的に指定管理の利益だけでは運営はできないものと考えております。そこでビジターセンターと似たような形で幾らか村からも委託料等の負担が出てくるのではと考えているところです。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 指定管理の中で、ター滝の駐車場関係の指定管理料というか、村のほうに収入として入っていますけれども、それ以外にも大宜味村の関係で収入の形になっている事業、指定管理はありますか。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(佐久川紀亮) お答えいたします。

企画観光課の管理ではないんですが、シークワサー加工施設等についても使用料等は指定管理ではありますが入っているものとなっています。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) すみません、通告はしていないんですけれども、指定管理関係でかなり心配しているところが、塩屋小学校の問題なんです。エビ養殖の裁判の問題ですね。この件は何度か聞こうかと思っていたんですが、指定管理の中の内容になっていますので、どういう状況になのか応えられる範囲内で。あと裁判の内容が、相手のほうは行政手続で来たのが、なんでこれだけ長引いているのか伺います。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(佐久川紀亮) お答えいたします。

塩屋小学校に関しましては、指定管理ということではなくて、普通財産の貸付けという形で運用を行っておりますので、指定管理とは別の形で貸出しとなっております。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課参事。

○ 企画観光課参事(福地 亮) 今、このバナメイエビ関係の裁判の件についてですが、今準備書面期日ということで、法定に入る前の書面の準備を、やり取りをしている最中で、内容については申し訳ないんですが、控えさせていただきたいと思います。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 村長のほうでお答えしてもらいたいの、私のほうもたしか去年の9月とか12月議会で……、今の塩屋小学校の状態は最悪です。あの状態のまま区民というか村民、そのまま見るわけにはいきません。こちらからその損害に対して訴えるという方法がありますが、どうお考えになりますか。

○ 議長(大城佐一) 村長。

○ 村長(友寄景善) お答えします。

今、裁判中、まさに進行中ですので、そのようなことは考えておりません。以上です。

○ 議長(大城佐一) 以上で1番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

◇ 大 山 美佐子 議員

○ 議長（大城佐一） 次に4番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 一般質問を行います。

本村各種税金及び手数料等の支払いについて。

現在村では、各種税金（住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税）及び手数料（水道料、下水道料、保育料、村営住宅家賃等）の様々な支払いがあります。その支払いにおいて、口座振替が可能な金融機関が、農協・ゆうちょ銀行及び海邦銀行（※海邦銀行は住民税、固定資産税、軽自動車税のみ）と限定されており、近年、多くの村民から口座振替を県内にある金融機関全てでできるようにして欲しいとの声が増えている状況です。

また、金融機関だけでなく、コンビニ収納等様々な支払い方法があります。そこでお伺いします。

1. 県内全ての金融機関で口座振替をできるようにすることはできないか、できた場合の費用対効果はどうなるのでしょうか。

2. コンビニ収納をできるようにすることはできないか、できた場合の費用対効果はどうなるのでしょうか。伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

J Aとゆうちょ及び海邦銀行の一部については口座振替を行っております。令和7年度を目途に、まずは海邦銀行と全取引の対応及び各銀行との新規利用契約の締結を目指していきたいと考えています。費用対効果に関しては、行政側のシステムに設定費用等が発生する事、各銀行の月額手数料が異なる為、現段階では回答は出来かねます。

コンビニ収納の件ですが、毎年度、コンビニ収納について納税者からの要望はありますが、コンビニ収納は考えておりません。理由としては、令和6年度より国が奨める共通納税システムが、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税で導入され、QRコードによるスマートフォン等からの24時間クレジット決済が可能となっていることからです。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 現在、県内全ての金融機関で口座振替ができるようにするのはちょっと厳しいのであれば、口座振替が可能な金融機関、農協、ゆうちょ銀行及び先ほどの海邦銀行、住民税、固定資産税ですね、振替の率の向上など何らかの手段はお考えあるのか。それでコンビニでできるようになるのもちょっと難しいようですけども、本村の収納については村民をはじめ多くの方が関われる収納について、今後多くの自治体などが行っているコンビニ収納を取り入れるよう検討を住民などのサービス向上に努めていただきたいと思いますと考えていますが、再度伺います。いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（前田佳政） お答えします。

今、口座振替の率についてはまだまだ低い割合ですので、今後も推奨を図っていきたくて考えております。

また、コンビニ収納につきましても共通納税システムの導入が始まったばかりですので、その納付の

方法も推奨しながら、同時に口座振替の村民への周知も図っていきたいと考えています。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 振替率の向上など、また住民などのサービス向上などは、コンビニは時間、曜日にも束縛されずいつでも納められる。また収納率を上げるには県内どこでも振替を勧めるべきだと思います。

費用対効果についてはいろいろありますが、村民には負担がかからないで収納率を上げる方法を努力することを訴えて、質問を終わります。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で4番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。

---

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時54分）

---

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前11時00分）

---

◇ 大城邦彦議員

○ 議長（大城佐一） 次に3番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 1. 台湾地震に伴う津波警報での避難状況について伺います。

令和6年4月3日8時58分頃に発生した台湾地震で、09時01分に津波警報が発令され、沖縄県民をはじめ大宜味村においても多くの住民が高台に避難をされたと聞いております。警報は10時40分に注意報に切り替わり、正午に解除されました。幸いにも沖縄本島に津波は到達せず、避難する車で渋滞が起きるなど、災害発生時の初動対応の重要性など多くの課題も見つかりました。そこで伺います。

①大宜味村において各集落の避難状況はどうだったか。

②避難する車で渋滞が発生した場所及び状況の把握をしているか。

③高台等への避難後のトイレや飲料水の確保など課題も見つかり今後対策をすべきと考えるがどうか。

2. 大宜味村公式LINEの登録者数普及推進について。

広報及び緊急情報は、防災無線によるものがほとんどであるが、台風や大雨、強風等の影響やスピーカーの向き等により、内容が聞き取れないことが多々あります。そういう時にスマホでのLINE登録により、緊急情報や広報内容が文字で通知されることは大変重要であり、外出時の場合にも情報を受け取ることができ、より多くの村民に情報が伝わりやすいと考えている。現在の登録者数及びこれまでの登録促進の取り組みと今後の普及計画について伺う。

3. 消防防災ヘリコプターの運用に関することについて。

村長は令和4年11月28日付けで、第3回沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会決議案にかかわる承認書の回答に「承認する（すべての議案を承認する。）」と回答しているが、次のことについて伺う。

①第1号議案の沖縄県消防防災ヘリコプター基地が、沖縄県消防学校に「沖縄県消防防災航空センター」の整備場所として提案されております。この地域の周辺には住宅が多くあり、ヘリ基地とした場合には、緊急出動や訓練、エンジン調整など、かなりの騒音が懸念され、県は住民説明会を行ったとあ

るが、実際に地域住民への理解がまだ得られていないと聞いている。さらに米軍基地の航空管制の課題もあるが、それらのことについて理解して回答されたのか伺う。

②離島県である沖縄県において一番重要なことは離島の夜間救急搬送業務等であるが夜間運航は行わないとの方向である。

有人離島への観光や流動人口の増加を思慮すると特に夜間の救急搬送には消防防災ヘリコプターは重要な安心を保障できるものであり、24時間運航できれば、119番通報で即飛来し急患搬送が可能になるが村長の見解を伺う。

○ 議長（大城佐一） 村長。  
（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

各集落の避難状況ですが、各区長さん方へ確認したところ、概ね問題なく避難ができたとの回答を得ています。

渋滞が発生した状況の把握についてですが、村道念蒲エーガイ線沿い結の浜展望台から堆肥工場のみより付近で避難する方々で混雑したことは把握しております。

今後対策をすべきという件ですが、4月3日の津波警報時は、天気も良く暑かったことを記憶しております。その際に我々対策本部でも、議員ご指摘のとおり水分補給の件が懸念事項として挙げたところであり、今後、備蓄の内容も含め検討しなければいけないと考えています。

L I N Eの登録者数及び普及推進についてですが、現在の登録者数は604人となっています。これまで区長会や広報誌、ホームページなどで登録推進を図ってきたところであります。今後も登録推進に引き続き取り組んでいきたいと思っており、今年度はL I N Eの中で村の様々な情報を確認できるようなものを構築していくことを検討しているところであります。

防災ヘリ導入にあたっては、県、市町村、各地区消防本部のメンバーで構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会が設置され、4つのワーキンググループに分かれ、それぞれ様々な議論が行われてきており、議員ご指摘の航空防災センター整備場所の件についてもヘリ基地整備検討ワーキンググループで議論を行い、今回の選定場所を決定した経緯もあるということで、私としましては、その経緯を尊重し承認したところであります。

今回の消防防災ヘリ導入事業に関しましては、県の説明では、夜間の飛行は行わないとのことで、日中のみの飛行となります。しかしながら、夜間飛行を消防防災ヘリが担うことで、住民にとって安心感も増すのではないかと考えており、今後は必要であると認識しております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） ただいま村長が避難状況について各地域が問題なく避難できたとの回答を受けていると。警報がテレビで朝すぐ流れました。3メートル来る予報と。大変緊張感が走りまして、石川県の津波、地震も見て非常に認識が高い状況がありましたので、私、根路銘区の話をしなすと、すぐ家から出て、根路銘の区長が外出してましたので、電話ですぐ緊急放送を流してくれと。村からの放送がなかなか流れないものですから、緊急放送を流してくれということで区長に連絡しまして、それから各高齢者のいるところに声かけをして回りました。寝たきりはいないのですが、歩くのが非常に困難な方が何名かいますので、前区長の車で、根路銘は避難場所が村のおかげでできておりますので、近くまで行って、そこからみんなで協力して上のほうに上げて、そしてさらにある方は、ほとんど歩行困難な



役場の先輩がおりますので、それも地域の方が車で、ローソンの前から上がって避難したそうです。何名かそういう避難確認を全て取って、全員避難させました。その中には自分たちは避難しないよという年寄りもいましたけれども、いや、これは絶対認められないということで、強制的に全員避難させましたので、その辺は理解しておいてください。

そういうことで、大宜味村の緊急放送が流れるのが遅かったと思いますが、その辺、担当は分かりますか、どうでしょうか。村長。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、Jアラートか何かですぐ村民に呼びかける周知がされたところであって、やはりそこでその後、村の防災無線で呼びかけるということがなかったことに対しては大変申し訳なく思っております。

今後は、その辺もしっかり村からも呼びかけるというところはちゃんとやっていきたいなというふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） ちょっと補足というか、実際に防災無線というのは携帯を持っている人とかがあればいいんですけども、やはり屋外にいて農作業をされている方のためにはやっぱり必要なのかなというふうに思いますけれども、やはり日中であれば私ども防災の担当としてもその放送ができますけれども、災害はいつ起こるか分かりませんので、私どもが働いている以外のところでの発生率というのが高くなるので、今後とも住民においては周知というか、危機管理というか、それは地域及び独自でもっておかないといけないかなと思います。今、総務課長が言ったとおり常時私どもがいる場合は即座に防災無線を使って直ちに情報は伝達してまいりたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 今回、全て把握しているか分かりませんが、各地域、各17字、押川、上原区は別としましても海岸沿いから歩いている方もいますので、そういうことで警報が鳴ってほとんど避難されたということを知って非常に安心しました。沖縄県全体、南から北まで車は渋滞していろんな問題があったようですが、訓練は本番で、本番は訓練という気持ちで非常によかったんじゃないかなと。逆に次に生かされるんじゃないかなということで、これを機会にぜひとも避難誘導の在り方についても各担当のほうは検討されてほしいと思います。

次に1についてですが、ちょっと提案したいことがありまして、特に私がいつも懸念している地域がありますよ。塩屋区と津波区が、特に塩屋区は高齢者が多いということと、今、塩屋区の中には2か所お宮があつて階段があるんですが、かなり急なんですよね。若者で上れる方は十分な避難対応できると思いますが、今回ローソンから上がるこのダンプ道路に向かつての避難には、多分塩屋区民の方もいたでしょう。結の浜の方もいたでしょう。混雑したというのが非常に起こったんじゃないかなと考えております。今、それともう一つは、津波においては裏山に逃げる場所が今ないんですよね。となると、江洲から、ビジターセンターのほうから行くか、南側の津波の端から上るか、かなり距離があるという現状がありまして、私根路銘区の自主防災の設置の段階で、津波にちょっと怒られました。津波は避難する場所もないんだよということと言われておりましたので、今回その辺がですね、提案したいのが、今の塩屋区の公民館後ろに昔からあります農道があるんですが、軽自動車ぐらいいは通れるぐらいいの農道ですが、そこを改修工事をされてダンプ道路まで抜ける道があれば、区民が安心して、急な坂でもないの

避難用として非常に生かされるんじゃないかなと。これは今後、根路銘はこの避難場所に避難できたというのは非常によかったということを区民もおっしゃっておりますので、塩屋の今後はこういう防災についても農道という意味合いだけでなく、避難も兼ねての農道を使っていただくような検討もされてほしいなと思います。そして津波においても裏のほうにちょっとした広場が確保されて、区民が安心できる避難場所を、根路銘みたいな避難場所が確保できれば非常にいいんじゃないかなと、そのように検討されていってほしいと提案したいと思います。

そして、特に観光客がビジターセンターにおいて展望台がありますが、その避難誘導状況というのを把握しておりますか。ビジターセンターの道の駅の現状、展望台には避難十分対応できますよね。その辺観光協会との連携というのは何か情報を得ているのか、その辺ありますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課参事。

○ 企画観光課参事（福地 亮） お答えします。

正確な情報ということでは何っておりませんが、避難としては誘導していったというところ。ただ状況が早かった時間帯だったので、避難には至っていなかったんじゃないかなと思います。センター長のほうから後で情報が得られました。また観光客で来られた数名の方が、このみよりのほうと大保ダムのほうに避難はしていたということで、小さいお子さんたちもいたのを把握していて、ただ大保ダムのほうはすぐ解除されて、もう帰宅したというところの情報だけは得ております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） この渋滞の件についてですが、やはり沖縄県も那覇市とかああいう大きいまちにおいては、縦に、高いところに避難することが有効なんです。我々やんばる、大宜味村においてはすぐ山の斜面で上れない場所があれば、農道とか林道を通して避難する場所もあります。今回のローソン前からの混雑は車に乗って避難しようという方が若い方でかなりいたんじゃないかなと思います。やっぱり避難誘導する場合には車じゃなくて歩いて、最低でも歩行困難な方は車を使って避難誘導するとか、今後は防災計画の中にも多分うたわれていると思いますが、その辺をもう少し広報して、そういうのも今回の警報を基に計画をもう少しやっていただきたいと思います。

そしてこの暑い状況の中で24時間いつ何時起こるか分からない、こういう警報が出た場合には、熱中症リスクも沖縄は非常に多くて、うち根路銘は一旦避難して、公民館からお茶をたくさん持ってきて飲ませました。ところがトイレがないんですよ。高齢者をトイレに行くために降ろして、トイレに入ってまた上げたりするというのがあるって、非常にこの飲み物は別としてもトイレに非常に困りました。そのトイレに対して、今後この辺も検討の課題に入れていっていただきたいなとそのように思います。避難については、台風、津波についてはこの辺にしておきます。

次にLINE登録者についてですが、600名余りの方が登録されていると。QABのテレビでも実際にされているんですが、私も登録しているんですが、LINEをよく見ます。後になってもLINEにずっと残っているので、何月何日にというのがあったというのが非常に見えるのと、家にいなくても情報が得られると。あとさらにこっちの希望としては、このLINEがこまめな情報、さっき説明がありました。災害時には後の大保ダムのほうに誘導するとか、下の公民館に避難で飲み物があるよとか、そういう情報もこまめにLINEを使って流せるとか、そういうのも検討されていっていただきたいなとそのように思います。スマホのLINEについては今後ともぜひとも進めてやっていただきたいなと。若者はほとんどLINEを使っていますので、その辺ぜひともお願いしたいなと思います。LI

NEについてはこの辺にしたいと思います。

次に3番、消防防災ヘリ基地についてでございます。実は平成28年に国頭村長、大宜味村長、東村長、3名の連名で消防防災ヘリの導入とヘリ基地の整備要請についての依頼を当時の翁長知事のほうに提出しております。これは私ちょうど消防長をしているときなんですが、そのときにヘリポートや24時間対応してほしいということが内容として書いております。そういうことがあって防災ヘリが動き出した点も実際にありますので、その辺も含めてお聞きしていきたいと思います。平成28年に3村連名でやった後のヘリについてですが、防災ヘリ導入推進協議会ワーキンググループにおいて沖縄県消防学校ありきでの検討が進められてきた経緯があります。ただ、国頭地区行政事務組合の消防活動においては、早期に消防防災ヘリが運行されることを切に願っております。これは山での行方不明や転落事故、そういう山岳事故などにおいて大体が明るい時間帯でありますので、とにかくどこで運行しようが切に願っているということがあります。ヘリ基地が消防学校であっても運行されてもよしということではありますが、一番の問題とされているのが、夜間運行されないということが一番の懸念になっております。これは現在離島においては急患が発生した場合には自衛隊ヘリが急患搬送業務を行っているけど、要請して2時間もかかります。村長から県知事へ要請して、県知事から自衛隊に要請して、隊員が集まって飛び立って、決裁をいろいろやるまで実際に飛んで2時間近くかかるんですよ。これはさっき言った国頭地区この3村の管内であれば、夜間は救急車で隊員がほとんど病院収容とか救助活動ができるんですが、離島においては今言う2時間かけて飛んでくるヘリを待つか、24時間飛んでくれる消防防災ヘリを、誰がでも電話一本で飛んできてくれる。何分もかからないという現状がいいのか。これは我々大宜味村としては離島のことをなぜ考えるのかというと、沖縄県民ですから医療格差は離島も我々やんばるも同じ現状でありますので、離島のことをよく考えないといけないということを私は常々思っております。

今後このような離島の急患搬送が2時間以上もかかるというのが、防災ヘリが運行されても、今ドクターヘリは昼間動いているから問題ないんですが、夜間の場合は変わらないということでもあります。離島の医療格差は改善されない状況であり、救える命を救うためには消防防災ヘリの夜間運行は、絶対必要条件であると言えます。北部の夜間運行が行えるよう機会あるごとに村長には提案していただきたいなと思います。また、北部市町村の首長会集まりなどで防災ヘリ夜間運行についての県への確約などを取れるように、今後ぜひとも推し進めていただくような話し合いが持てないか、村長その辺どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 協議会等でそのような話し合いは今、日中だけではなく夜間運行できるようなことを要請してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 台湾の地震から、LINE、ヘリについて、全て防災に関わる話にもつながりますので、今後とも警報級のことになれば躊躇せずに、一分一秒でも早く防災無線で緊急放送を流すなり、そして避難した後は飲み物とかトイレの問題。実は私前回話しました自主防災組織があればこそ安心して、緊急放送を流したら自主防災組織が中心になって避難誘導やいろんな面倒を見てちゃんとやれるだろうという安心がありますので、その辺は行政としてぜひとも今回の機会を捉えて、自主防災組織を改めて推進していくように願って私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で3番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

◇ 吉 浜 覚 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 始めます。1. 透明性・将来の展望の持てるに対策について。

（1）結の浜地区大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業に続き、地域水産物供給基盤整備事業の住民説明会で、国指定重要無形民俗文化財塩屋湾のウングミ行事への影響、騒音、悪臭や集落の浸食に対する反対や疑問視する声がある。しかし、三つの事業は、塩屋漁港地域での計画であるのに関わらず、周辺環境等への影響の関連性の説明もなく無理難題を押し付けて強引に事業を推進している。村財政、事業効果の信憑性や災害からの不安があるので説明を求める。

（2）所有の根路銘の教員住宅を、村立こども園の保育士確保の対策の一環として、村長と一緒に県へ要請等を検討しているとしているが、現在どうなっているのか説明を求める。

2. 特産品の振興等について。

（1）村は、平成15年に田港1043番地（他7筆）を購入して、自治法規定に基づき、大宜味村特産品（シークワサー）加工施設の設置管理運営に関する条例を制定し、村公有財産規則第3条に基づく土地及び建物の行政財産台帳に記載された公共用財産である。

前村長は、「シークワサーの安定生産等の支援と農業の促進」を村民の願いと夢の実現を訴え、具体的な政策では、「村内のシークワサー生産量は潜在的に3,000～4,000トンの生産が可能なことから次のような政策を推進する。①村内の全量加工できるように現在の加工施設の増設や新たな加工施設の設置を図る。②生産、流通、加工等に関わる人材の育成を図る。③生産、流通、加工業者、行政間の信頼関係を構築し、集荷の一元化、価格の一元化、価格の安定を図る」と選挙公約。

しかし、前村長は任期間際の令和4年9月22日、「沖縄振興特定事業推進費補助金の認定証明（天然繊維産業創出・交流拠点整備事業）」を同日付で起案、決裁、完結し、9月30日には、田港1043番地（他5筆）を、公共財産は住民の利用させる財産で、行政財産台帳に記載されているのに関わらず、普通財産貸付契約書を株式会社フードリボンと締結している。友寄村長も事業を展開させている。

どのように村内のシークワサーの全量加工できるように現在の加工施設の増設や新たな加工施設の設置を図るのか。また、今後のシークワサー振興の具体策の説明を求める。

3. 安心・安全な住みよい環境づくりについて。

（1）昨年の台風2号の影響で喜如嘉ヒンバー森の崖崩れが起きたので、村に「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」の制度を活用しての災害対策を求めているが、過去のヒンバー森崖崩れの経緯等から森全体を災害対策の対象と捉えられるが、対策の内容と進捗状況はどうなっているのか説明を求める。

（2）2017年に前村長が先頭になり私達大宜味村民はこれまで、戦争に繋がる一切を認めず、平和な国際社会を築くことに誇りを持ち暮らしてきた。「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」を謳った日本国憲法は、私達大宜味村民が平和で文化の香り高い豊かな村づくりに取り組む基本である。

「命どう宝」を再認識し不戦への誓いを新たに、未来がある子孫への贈り物として、ここに日本国憲法9条の碑を役場構内に建立している。一方の村立診療所では、天皇を賛美するような掲示物は私達村民の平和主義の村づくりの取り組みを脅かすものである等の質問を昨年12月、今年3月議会の一般質問をしたが、再三質問をする。

診療所の基本理念である「皆様に信頼される心ある診療所」を実現していくためには、利用者の声を聴き、これを当院の運営に反映させ、幅広い理解と協力を得ることが重要である。このため、「ご意見箱」を設置し、利用者の皆様からより多くのご意見いただくとの「ご意見箱」が撤去され、意見する機会が阻まれている。村内外から指摘がある掲示物について、村立診療所開設者の村長としてどのように考えているのか。また、管理委託している村医は、契約期限の令和7年3月まで従事する意向を示しているが、後任人事をどのようにするのか説明を求める。

(3) 「令和6年5月27日より大宜味火葬場の機械の故障のため緊急修繕を行っており火葬ができません。詳しい内容については問い合わせ下さい」と、村広報が28日にあったが意味不明である。村立火葬場運営に関してどのように考えているのか説明を求める。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

3月定例会でも答弁しましたが、私は無理難題を押し付けて強引に事業を推進しているつもりは毛頭ございません。また、村財政については、補助事業を活用し事業を進めており、事業効果についても、計画する段階で、それぞれ検討して進めております。

根路銘教員住宅についてですが、要請の件は、まずは担当者間で話し合うとのことだったので、要請については保留としておりますので、教育委員会から説明させます。

特産品の振興等についてですが、加工施設の増設や新たな加工施設の設置については、現在のところ計画はありません。シークワサー振興の具体策については、令和6年度～令和8年度まで行う地域農業振興総合指導事業（シークワサー）を県・村・生産者・JA等関係団体が一体となり生産者の高齢化に対して、担い手育成の取り組みや又、栽培管理技術向上、自家苗及び購入苗による計画的なほ場更新、新規就農者への研修、屋内外への加工品販売拡大を目標としています。令和5年度から事業展開している、GFPグローバル産地づくり推進事業で、海外への販路拡大に力を入れてシークワサーの振興に繋げてまいります。

ヒンバー森崖崩れの件については事業を進めるにあたり、事業個所周辺値地権者の同意書が必要なことから、同意を得たのち県と調整を行っていきたいと考えています。

掲示物につきましては、3月定例会でも申し上げましたが、思想や表現の仕方、考え方など、ひとそれぞれ違うものと認識しており、受け止め方もひとそれぞれかと思っておりますので、議員のご質問につきましては、ご意見として受け止めさせていただきたいと考えております。

村医の後任人事をどのようにするかについてですが、委託契約に基づき、現在従事している医師と調整を行っているところです。

火葬場につきましては、今後火葬場が使用できない場合は、早急に防災無線で周知してまいります。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（宮城政信教育長 登壇）

○ 教育長（宮城政信） 根路銘教員住宅についてお答えいたします。

まずは担当者間で話し合うことでしたので、3月22日に県教育庁の働き方改革推進課に教育課長が担当者と話をできておりますが、やはり県としてはすぐには制度として変えることはできないとのこと、今後も担当者間で調整していきましようということになっております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今教育長から答弁がありましたけれども、その件から先にしていきたいと思えます。

実は今年の3月議会に間に合うように、一応県議に打診をしておりましたので、早めに意見書を出してくれということで、やっぱり執行部だけじゃなくて、県議会もこのことを論議したいと。特に今現在この施設は利用されていないということを聞いております。また、辺土名高校でも寮が足らなくて困っていると。だから目的使用外について枠を広げる意味でも執行部だけじゃなくて、議会もやっぱり積極的に動くべきだと思っております。ところが今回の場合については、行政のほうで調整するからということで遅れております。3月議会には意見書を議会としては準備もしております。その件もありますので、やっぱり物は修繕して、そのまま放置されているのは地域資源として何らかの形で使わないといけません。だから制度改革だけじゃなくて、運用でも目的使用外という形でできると思えますので、ぜひ積極的にやっていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それから先に質問したいのがあって、ヒンバー森の件ですね。ヒンバー森の件については、前から話していたけど、直接県に聞きたい件もあったんですけども、村行政のほうは直接聞いてくれるなということで、それで今崩れている部分だけの一部のものかということもあって、このヒンバー森全体があっちこち崩れているものですから、その全体を捉えているのか聞きたいと思えます。

それで大宜味村防災減災ガイドにあるんですけども、村内の集落の背後地はほとんど崩落地域になっています。このことを喜如嘉のヒンバー森の事例を取って、やっぱり今後災害に遭わないような事前に対策すべきじゃないかなと。ここにいらっしゃる方々はこの冊子の表の写真はみんな崩れたときに経験していると思えます。そういう意味でもやっぱり防災の件は先ほどの議員からもあったんですけども、避難のことも大切ですが、この環境のね、条件の崩落地域の対策も積極的に取り組むべきだと思えます。その意味でもこの件について喜如嘉のヒンバー森全体を捉えているのか。そしてまた今後の問題もありますので、その辺をきちんと説明を求めて、また地域住民にもきちんと説明会を持ってほしいと思えますが、答弁お願ひします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、1つ原則的なものがございまして、急傾斜地崩壊対策というのは、まず基本的に土地の所有者等による対策が原則となっております。議員がおっしゃっているヒンバー森の箇所については土砂災害警戒区域でほぼこの森自体が指定されているところですけども、今言ったように、現在これを進めるに当たって全体を調査するかというのはまだ断定できておりません。先ほど村長の答弁がありましたとおり、まずはその周辺地域の地権者の同意が必要なんです。その同意を得て県と調整を行っていった上で、県がその後調査を行っていくので、その調査の中でどこまで対策すべきかというのは、そのときに見えてくる部分でありますので、その辺を御理解いただきたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 原則は地権者ということになっているんですが、実際崩れたときにそのことを言って、一番頂上のほうは村有地だと。それで村は慌てて対策をやりました。じゃあその事業が対象にならない場合は上のほうで陥没しているということになっておりますので、その件はこれが全体的に対象にならない場合は上のほうから崩れていくわけだから、村がこの事業じゃなくても全てやるということ

になりますか。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） 前任者、当時総務課長でしたので、実際に現場も私のほうが分かるので、私のほうで答弁させてもらいますけれども、議員が何かあたかも一番上の頂上、村の名義、つまり集落喜如嘉区が前持っていたと思うんですが、そこが原因で滑っているというのは、もう何か原因が確定しているかのような聞き方にしか聞こえないんですが、そこは断定はできないと思います。というのも、ここが要因だから慌てて対策をしにいったという表現も少し腑に落ちない部分があります。確かに当時、大雨が降っていて豪雨の中職員を連れて対策に行ったという部分はありますけれども、やっぱりちょっと滑るかもしれないというところでの懸念がありましたのでやりました。ただ、そこが原因で滑っているということではないのかなど。そこは調査を入れてみないと分からないということなので、そこは御理解いただきたいと思います。

実際に私も心配でしたので、業者が近くに通るときがあったので、その現場も少しだけ見てもらったんですけども、業者は目視だけだったのでその当時はそこが原因かどうかは確定はできませんねということをお返答はいただいております。ただ、この崖崩れという表現もそうなんですけれども、上に木が、表面が土砂に、岩に乗って滑っていつているという状況が、今土砂が落ちているような状況でありますので、ここが崩落、一旦大きく崖崩れという表現が適するのかわからないのか私も分かりかねますけれども、とりあえず議員も分かると思うんですけども、北部土木事務所の調査をするということは議員も聞いているとは思いますが、今議員がおっしゃったその頂上付近の村有地が原因で滑っているということ自体はちょっと問題があるのかなというふうに思います。これはトータル的に考えて調査を行ってからの判断になることだと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この解釈というのか、言い違いとかそごがあるような感じしているんですけども、基本的にはその崩れたときには地主がこの対策はやるべきだと、対処すべきだと。村有地も入っているので一応対応するんだということで私は認識しているんですけども、ここについてもほとんど私有地だと思います。ほとんどそういう含みを持っているものですから、この事業を積極的に引き出せるような形で対策を取ってもらいたいと思いますので、個人の所有者とか云々じゃなく、地域全体で災害から守るということで積極的にやってもらいたいと思います。また住民の中にどうなっているかということもあるので、機会があれば説明していただきたいと思います。次に入ります。

それから1番の（1）です。

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員、質問はなるべく質問事項順にさせていただきようお願いたします。

○ 8番（吉浜 覚） 1番の（1）からやります。1番の（1）大型施設海浜事業等の3つの事業の関係なんですけど、村長は無理難題を押しつけて強引に進めていることは毛頭ありませんと答弁しているんですが、この誘致に関する説明会で、ここの2ページに今後の予定、5年度内で村と事業者により基本協定書の締結、それから令和5年度内に村との事業者により事業用の定期借地権、契約の締結、令和5年度により事業者による設計、工事の着手というふうなことで、それからこの養浜事業、漁港の航路を浚渫する事業とか個別では話しているんですけども、実際一緒になった総合的に説明をしていないんじゃないかと。これまでコンサルタントとも話をしているんですけど、明確な、納得できるような説

明もされておられません。ところで村長は丁寧に住民に説明するということをおっしゃるので、その辺をどのように考えているか、今言ったことが丁寧だと私は思っておりませんので、再度答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私、事業を説明する上で、やはり住民に説明をしてから事業を進めるべきだということは基本的に思っておりまして、これまでのこの事業につきましても私村長に就任してから説明会を何度も開催して住民に説明して、住民からも意見を聞きながら事業を展開しております。私勝手に、強引に住民の意見を無視してこの事業を推進しているわけじゃなくて、村民から強い要望もありますのでこの事業を展開しております。5年度内での基本設計とか契約、事業に着手ということは前の議会でも答弁、別の方の質問に答えさせていただきましたが、物価高騰によって事業計画を見直さなければならぬ。そういう意味で今事業が遅れている。まさにこの遅れている理由についても今月19日にルートインの東京本部へ行って直接話をお伺いしたいと、そういうつもりでございまして、今後の計画についても逐次業者と意見交換、あるいは事務調整しながら進めてまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長は前にも、私は村民に丁寧に説明をして、村民の意見を取り入れて今後も引き続きこの事業を進めていきたいと思っております。それで私はこの地域は国立公園内で環境説明等もやらないで進められるような状況であるというのは認識しております。本当にこの時期に、私が言っている事業を進めるということで聞いておりますが、いい方向性は感じられておりませんので、再考を要求しております。それでちょうどいろいろな事業が3月議会に出たんですけれども、議会も現場視察へ行ってあります。緊急自然災害対策事業とかビジターセンターの津波海岸保全区域の立て看を浚渫した後に倒れて、そういう状況で管理者は沖縄県、北部土木事務所と大宜味村になっております。そういう影響が懸念されている中、環境アセスメントもやらないで強引には進めていないということにならないじゃないですか。私は何が原因かというのは、やっぱりそういうふうにならないようにきちんと環境アセスメント、それでこの個別のものじゃなくて、養浜事業をしたらこの浚渫事業もどうなっているか、総合的に同じ時期にやるわけだから、関連した形で調査すべきだと思いますが、いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） いろいろな開発に関して、全く自然について働きかけるわけですから、環境はやはり変わってきます。全くそのままの状態でも永久にあるということではなくて、何か事業すると、工事をすると当然環境というのは変わります。環境に全く影響なくもともとの環境で事業遂行することはあり得ない。今回の件につきましても海浜とか工事をする場合にはどうしてもどこかに影響出ます。全く影響のない工事というのはありませんので、そこは皆様には御理解をいただきたいと思っております。総合的な説明ですが、個別に今担当部署のほうでもやっておりますので、もし必要があれば大きな影響を及ぼすとか、そういうふうな状態が予想される場合には、またトータル的な説明も必要かなというふうには考えております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 事業を進める場合は影響があると。これは私も同じように思っています。だからこそどのように影響を及ぼすのかということで事前に調査すべきじゃないかと。宮城島はあれだけ当たり前に航路浚渫したと。あれだけ砂浜が減っていると。さらに50センチ掘ったら島はなくなるんじゃない



ないかなという懸念もあるわけですから、影響があると言っているんだけど、それを事前にどのような影響が出るか、その対策も含めてやるべきだと思っておりますので、その辺を認識して進めていただきたい。ただ影響があるのが当たり前だというわれ方をしても、これは何のために環境アセスメントとか事前に対策を取らなければならないかというのは肝に銘じてやってください。次へ進みます。

シークワサーの問題です。前回もあったんですけども、公有財産の位置は分かっているんですけども、私どもの認識としてシークワサー加工場を造っているところ、駐車場を行政財産として捉え、草が生えて更地になっているのでそこは普通財産の考えが妥当と認識していると。この行政実例とかいろいろ調べたら、行政財産は地方公共団体において公用また公共用に供することを決定した財産を言う。公用または公用に供することに決定した財産というのは、現実にはまだ公用または公用に供されていないが、将来特定の公用、また公共用の目的に供すべきことを決定した財産であり、いわゆる予定公物と称されたものである行政財産を貸付け、これに私権を設定するようなことを認めることは、行政執行の物件段階として行政財産の公用を減少し、甚だしい場合はそれぞれ全く没却させるおそれがあるので、行政財産をこれら司法上の関係において運用することを禁止するとともに、さらにその実行性を保障するため、この禁止規定を違反する行為を無効として法律上これを明確にしたものであるということを言っているのに、将来使うということで行政財産としているのに、普通財産ということで貸し付けているとんでもない話。そういう踏まえた中でグローバル事業も入れて、これからシークワサー全量大宜味村のやっていくというイメージをどういうふうにやっていくか、それをちゃんと説明してください。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

吉浜議員から何度も指摘があるように、行政財産をフードリボンに普通財産として貸付けしたという問題は何度も聞いておりますけれども、台帳上は行政財産ということでありましたけれども、現状はもう更地ということで村としては理解しております、普通財産で貸付けを行った次第でございます。今度の決算で見直しでは、ちょっと行政財産と普通財産を振り分けて、総務課と調整してやっていきたいと思っています。

それとシークワサーの振興については、今のケレス沖縄が指定管理でやっていますけれども、年間300トン以上を取り扱うことになっておりますけれども、村内のシークワサーの生産量はおおむね2,000トンですけれども、去年令和5年度は台風の影響で1,300トン余り、かなり減少しましたけれども、いずれにしろシークワサー振興は今我々はシークワサーだけじゃなく、第一次産業、農業、畜産業、いろいろなものです。特に農業は高齢化が進んで担い手不足なんです。特にシークワサーは60代、70代、80代が8割を占めているわけなんです、生産農家が。いかに若い担い手を育成するか、育てるかということが大きな課題であります。グローバル産地事業も令和5年度から海外へ香港にシークワサーをPRして拡大する予定でありますけれども、今回ですね、先ほど言ったんですけど、地域農業振興総合指導事業、これは県が事業主体となっておりますけれども、村とJA、生産者と一体となって、いろんな分野で大宜味村のシークワサーを公助していこうという取組で令和8年、3年にかけて行う事業でありますので、今後もシークワサー振興に力を入れて頑張っていきたいと思っています。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 台帳では行政財産となっていると。教育委員会の学校施設は普通財産、要するに行政財産を廃止して普通財産にして、今いろいろ跡地利用をやっております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員、質問時間が残り少なくなりましたので簡潔に質問をお願いします。

○ 8番（吉浜 覚） それでですね、同じことを言っているんですけど、その目的をやるためにやったものは行政財産ということで言っているわけですよ、将来も。だから今300トンやると言っているんですけど、前回も言っているんですけど、議員研修で東村の同じようにシークワサー100トン、本部も100トンすると言っているけど、視察研修で1,500トンだということを行っていますよ、本部も800トン。何で大宜味村が300トンだということか、それをきちんと説明してください。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） ケレス沖縄の加工施設は、年間300トンの取扱いとなっております。ほとんどがJAの出荷で、東村の有銘の加工施設にほとんど、8割はそのほうに出荷しております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 行政財産の件は返答なかったんですけど、時間的问题がありますから進めますけれども、和解したときの広報にやっている、連携してからきちんとやると。そういうふうに行っているのに何でこのことはやらないかと。あれは村の建物ですよ。本部と違いますよ、本部は企業のものですけれども、同じ事業を入れて。村がそういうふうに行っていくということを行っているわけだから、何でそのちぐはぐにやったようなことをやるかと。全然私が言っているものについて返答していないので、のりくらししているんで、そのことをきちんとまた答えていただきたいと思います。

それから村立診療所の件に入ります。村立診療所については、今、村長は診療所の目的、ビジョンに合った経営がなされれば私はいいいんじゃないかと。仮に無医村になるようなことがあってはならないと思うので、総合的に判断して診療所の先生に任せてあります。そしてこの設置条例については、村民の健康保持に必要な診療を行うため、大宜味村立診療所を設置する。そして診療所の意見箱の実施要領等、診療所の理念にある皆様に信頼される診療所を実施していくために、利用者の皆さんから声を聞く、それを当院の運営に反映させ幅広い理解を協力していくことが重要である。このため御意見箱を設置し利用者の皆さんから多くの意見をいただくとする。処理方法は御意見箱に寄せられた意見等については、関係する部署において可能な限り当院の運営に反映させるように努めると言っているけど、これもみんな村医に任せているということいろいろ言われているんですけども、その件をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

御意見箱の件かと思っておりますが、御意見箱につきましては実施要領のほうも、こちらのほう確認はしております。撤去されたということでお話しされているところも、どういう経緯でそれがその設置場所でないのかということも、こちらのほうでは現在、以前からの話でしたので確認が取れているところではありません。

この要領につきましては、現在この要領も確認しているところではございますが、設置されていない内容も含めて、この要領の中身についても回答の方法であったり、質問の内容、回答しないのでできるところの誹謗中傷等が入ってしまうと、また回答もできないということもこちらのほうにも中にはありますので、そういったところも含めて要領の検討をしながら、この設置については検討していきたいと考えているところです。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

- 8番(吉浜 覚) これ、6月3日の……
- 議長(大城佐一) 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

- 
- 議長(大城佐一) 休憩します。

(午後 0時08分)

- 
- 議長(大城佐一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 宮 城 良 治 議 員

- 議長(大城佐一) 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。
- 2番(宮城良治) こんにちは。それでは一般質問に入らせていただきます。

人口減少対策について伺います。

大宜味村の総人口が昨年10月末、はじめて3,000人台を割り、4月末現在2,955人となっている。昨年12月議会でも人口減少対策について一般質問したがその後の経過について伺う。

①婚姻について支援策等があるのであれば、村としても検討する余地はあると村長が答弁していたがその後の経過について伺う。

②宅地等について、村としては移住しやすい、編入しやすいように住宅を建てられる宅地等の開発を確保して住居、アパートを建築しやすいような環境づくりは努めていきたいと村長が答弁していたがその後の経過について伺う。

③村営住宅に居住する子育て世帯の収入超過者が村内に行き場がなく村外へ転出したり、今現在転居を考えているという話も聞いた。所得が上がれば団地から出されアパートや空き家が借りられなければ村外に転出するしかない今の状況を変える施策はないのか伺う。

次に台風後の対策について伺います。

昨年8月、台風6号と大潮が重なり屋古集落前、田港集落前の国道331号線が冠水し、流木やごみ、倒木などが道路に散乱し交通の妨げになっていました。

国道331号線は住民の生活道路として使われ救急車両も通るため雨風が残る中、住民が車が通れる程度の流木やごみを道路わきに退ける作業を行い車が通れるようにしていたのが現状で、完全に撤去されるまで1カ月以上流木やごみ、倒木が残っていました。その間、車両の交通や免許を持たない住民(子供やお年寄り等)にとっては徒歩や自転車などによる移動時など大変危険な状態となっていました。今年もこれから台風の時期となります。台風と大潮が重なった場合、同様の被害が必ずおきます。県管理道路ではありますが村民の生活道路でもありますので速やかな復旧を村として対応できないか伺う。

- 議長(大城佐一) 村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) お答えします。

①についてですが、婚姻を直接促すような村単独での支援事業は、現在のところ考えておりません。しかし、婚姻後も本村に暮らしたい。または村外から移住したくなるような、施策を展開し移住・定住人口を増やす取り組みは重要だと考えます。村といたしましては新婚生活者の支援に限定することなく、

すべての人々が暮らしやすい社会の構築に向け、様々な施策を展開していくことが重要だと考えます。

次、②その後の経過については、具体的には進められてはいませんが、空き家改修事業を進めながら、宅地の確保等の環境づくりについても、どのような方策で進めていくか検討していけたらと考えています。

③今の状況を変える施策はないかについては、現段階で状況を変えるほどの施策は行えておりません。しかしながら、今議会で提案している条例に関連するのですが、空き家の貸し出しなども考えられるものかと思えます。

次、国道331号につきましては、沖縄県管理の道路でございます。人命に関わるような緊急であれば、協力をしますが、基本的に沖縄県が対応しなければなりませんので、県に対して要請してまいります。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは人口減少対策の①について伺います。

今の答弁の中で様々な施策を展開していくことが重要だとおっしゃっていましたが、どういう施策を対応していくのか、もしあればお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 様々な施策についてですが、直接人を呼び込むというよりも、村としてそこで暮らしやすいような総合的な施策、具体的にいろいろあります。例えば子どもを産み育てやすい環境とか、雇用の場の創出、あるいは教育環境整備とか、高齢者が暮らしやすい村づくり等、いろんなことを展開して人口増につなげていけたらなというふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今聞いているのは婚姻についてですけれども、大宜味村で結婚しやすい環境、そういうのをどういうふうにつくっていくのかというのを聞きたくて、なぜかという、最近身近で籍を入れたよと聞いたんですけれども、どこに住むかという、新居は名護に構えたと。なのでそういう受け入れる、所得がもし高ければ団地にも入れないし、住むとなるとアパートが3棟空いていますけれども、やっぱりワンルームなので新婚生活としては狭いという考えなのか分からないんですけれども、転出していないにしても新居は今名護に構える、部屋は借りているという話を聞いたので、早急に考える必要があるのかなと思ってこの質問を入れたんですけれども、もし何かあればお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） やっぱり住むところがあれば、定住増につながるとは思いますが、もちろん空き家対策、そしてまた民間事業者のアパート建設もできれば進めたいし、村としても可能な限り、村にとどまってもらえるような、村に移住してもらえようような対策。即効薬、特効薬というのは今のところないかもしれませんが、要望、事情等を把握しながら村内に住みやすいような環境づくりに努めてまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 何とか大宜味でこれまで育ってきた人たちが結婚を機に名護に移り住むという、それを望んでいる人もいるかもしれないんですけれども、やっぱり大宜味に住みたくても住めないとか、そういう理由というのは防げるのであれば防いでいけたらと思っています。

それで②の質問にも当てはまるんですけれども、住宅地の確保になってくるんですけれども、大宜味村の過疎地域持続的発展計画というのがありますよね。その中の10ページにあったんですけれども、移

住定住地域間交流の促進と人材育成というところで、現状と問題点というところの中で、③ですね。各集落に多数の空き家、空き地が存在しており、相続、風習といった要因により対策が進行できない状況となっている。その対策として積極的に不在地主対策や用地確保に向けた取り組みが必要であるということが書かれていますが、今現在どのような取り組みをしているのかをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

先ほどお話ししていたものについては、今年度、空き家空き地関係の計画のほうの策定もする予定もありまして、その中でも関係する部分が出てきますので、そこを踏まえて実際村のほうで民有地を買うのかとか、そういうところも含めて検討を今後できたらと思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 例えばですね、検討を今からするということですけども、目標として大体年間どれぐらいの宅地を確保できるのか。それに向けて検討するのか、あればお願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えします。

今現在、毎年何件ほど購入するという具体的なものはありませんが、やはり人口が減少していく中で、どう今の人口を最低でも維持していくかということで、総合戦略とか、その中でも計画はありますので、それを見ながら、実際実現可能なところを今後検討していきたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。やっぱり今、これにも書いているんですけども、今結の浜のほうに一極集中して住宅がなっていて、今私が住んでいる塩屋も大きい部落ですけども、空き家がいっぱいあって、これからも空き家になるだろうというところもいっぱいあって、そうなったときにその家を見る人がなかったら結局空き地になっていくんですよ。今の現状も、多分夜に見たら明かりが点々としている状況だと思います。塩屋の塩屋に住んでいるんですけども、そういう状況、地主不在なのかどうか分からないんですけども、そういう空き地、空き家、その辺も十分確保して、というか活用してこの地域の、今塩屋自体も人が少なくて暗くなっている部分が、アブシバレーとか3月3日しても本当に人が集まらないという状況になっているので、その辺も塩屋だけじゃなくてほかの地域でも言えると思えますので、結の浜だけじゃなくて、各地域に分散的にこういう宅地ができて、そこに出身者が戻ってきて家を造るとか、そういうのができたらなと思えます。

次に③に移ります。村営住宅についてですが、現在村営住宅の入居募集を行っておりますが、この募集状況について伺います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 今現在、募集をかけて、実際数件もう既に応募が来ている、すみません正確な数字をちょっと把握していませんが、数件は応募が来ている状況です。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今募集は4件ですよ。それを上回っているということですか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 4件は来ていたかと思えます。すみません、ちょっと把握……、ただこの4件に対してそれぞれにきているかという、そういうわけでもない。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。

じゃあ次にこの村営住宅の収入超過者に関してですけれども、現在、何世帯ほどいるのか。また家賃はどれぐらいにまで上がっているのか、分かればお願いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 大変申し訳ございません。その辺に關しても今把握ができていないので、後ほどまた回答させていただければと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 収入超過者から明渡し請求いたしますよね。出した後にその期限を過ぎてしまうと近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で徴収することができるかとあるんですけれども、これまで期限が過ぎた後、どれぐらいの家賃まで上げたことがあるのか、ちょっと分かればお願いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 近傍同種の家賃というのが、たしか一番高い金額をもって近傍同種というふうになっていますので、正確な金額というのがちょっと今持ち合わせていないんですけれども、近傍同種の考え方としては一番高い金額というところで把握しております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それは村内のアパートとかということですよ。今大体結ハウスか、ホームかどっかだったと思うんですけれども、5万7,000円と、それぐらいの2倍より、2倍以下の金額を徴収することができるかとあるんですよ。なので今までどれぐらいの最高家賃を徴収したことがあるのか、分かればお願いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） すみません、何も答えきれていないんですけれども、これまでにどれぐらい高い金額を徴収したかについても後ほど回答させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは、村長、その団地に入っている高所得者に対して、期限を定めて村営住宅の明渡し請求をするものとするかとあるんですけれども、子育て世帯の場合この明渡し請求を中学校卒業するまで待ってもらうことができないのかなと、そういう施策が打てないのかと思ったんですけれども、その辺どう思いますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 現段階では、条例、規則にのっとって対応してまいらないといけないと思いますが、できたら村内にとどまってほしいので、何らかのいい方法があれば検討していきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 村長の公約の中で子育て、教育にもっと優しい村というのを掲げていますね。それは私もそう思います。それで将来の大宜味村を担う子供というのは村にとっても本当にかげがない存在だと、特別な存在だと思います。この子育てというのも特別なことだと思いますが、村長はどのように思いますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 子育て支援と教育は村の最も重要な政策の一つだと思いますし、今、国中挙げ

て子育て、教育の支援充実に努めているところでございます。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ちょっと簡潔になんですけれども、子育てはやっぱ特別なことだと思いますが、村長はどう思いますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 子育ては特別というか、子供ができれば子育ては非常に重要なものだと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） じゃあ、大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例でありますね。その31条、村長は、先ほどこれ言いましたけれども、高額所得者に対して期限を定めて当該村営住宅の明渡し請求をするものとする。この4項に、村長は第1項の規定により請求を受けた者が次の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡し期限を延長することができるというのがあるんですけれども、この特別というのに、子育てというのを入れられないのかなと思っているんですが、どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 条例によると、所得が上がったから猶予とかそういうことでなくて、村営住宅は基本的には低所得者層というんですか、そういう方々を優先的に入居させるものだと思いますし、こういう方々も希望している方もたくさんいらっしゃると思いますので、中学生がいるからずっと延期するということはちょっと考えにくいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） なので今の現状があって、それで団地を出ないといけない。家賃が上がってしまって、例えば結の浜団地だと5万円以上の家賃であっても我慢して、それぐらいの建物なので払ってもいいのかなと思いますけれども、例えば屋古団地、宮城、渡海の団地とかになってもこの金額が発生して、結局5万円以上の金額となったときに、それを払うぐらいだったら出ないといけないと思っています。それで今の現状というのは村内でアパートが借りられずに名護のほうに行ってしまうという現状があります。それで33条のほうに、住宅のあっせんというのがあるって、適当な住宅のあっせん等を行うものとする。これは収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとするというのがあるんですが、それは収入超過者にこのようなこともできるよとか丁寧に説明して対応しているのか、それとももうこの金額に来ているから早めに出てくださいねとかというものなのか、その辺を聞かせてください。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

これまでにあっせんを行ったかということではあるんですけれども、やはり私どもとしてもあっせんできるような住宅が確保というか、なかなかない中でそういうあっせんというのはこれまでにやったことはございません。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。じゃあ、今まではなかったんですが、今回議案に出されている移住定住の住宅がありますよね、もし今、明渡し請求を出されている世帯があった場合、この

33条にあるんですが、入居を容易にするように特別の配慮をしなければならないというのがあるんですが、それは団地を出て、ここに移住定住の住宅があるのでそこに移ってくださいというようなこともあり得るんですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今、話されている件、私も初めて知ったところであるものですから、これまで総務課と調整はしたことはないのではあるんですが、今現在の考えとしては、基本的には紹介する分にはいいんですが、タイミングがあると思うんですよ。数も、今空き家の改修事業に関しても年3件ずつ程度でしか今進めていませんので、その募集のタイミングが合うかどうかということもありますし、合わない場合は申し訳ないんですが、そこもできないかなと思います。ただし、タイミングが合った場合には、通常のほかの希望者と同様な形で審査することになるのかなとは思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ぜひ検討していただきたいと思います。なぜかという、この移住定住、今回のですけども、移住者を呼び込む取り組みというのは、今まで一生懸命村としてもコストをかけて頑張っているのは本当に分かります。一方、今現在の村民に対して転出しようと思わせない取り組みとか、転出しなくてもいい環境を整えていくというのもこれから大事になっていくのかなと思いますので、その辺をもう一度考えていただきたいと思います。この件は以上です。

次に台風後の対策についてですが、昨年台風の件で、先ほど写真も渡したんですけども、国道に流木とかが散乱していて、先ほども言ったんですけども、それは住民が、あとは通っている車を運転している人が、前回目にしたのが救急車両の人たちがどけてこの道を通っていたという現状もありました。県が管理している道路というのは分かりますが、ここを通らないと屋古、田港の人は外に出ることもできないので、現状住民が中心になって自助、共助の力で何とかしているというのが現状です。それを今大宜味村は建設業者会と災害時応急対策業務協定というのを結ばれていると思いますが、そこで何とかできないのか伺います。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 質問にお答えします。

災害時応急対策業務協定書、こちらのほう多分平成20年ぐらいに総務課のほうで交わされたものだと思います。こちらのほうですね、基本的には村の災害があった場合という形で村の施設とか、そういうふうなものだと考えられます。ただ協議によってはこれで対応できるのは可能だと思うんですが、沖縄県のほうが管理している道路なので、あくまでも沖縄県が対応しなければいけない。なのでこちらとしては沖縄県に早急に対応していただくように要請していきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） この協定書の第2条の（1）災害対策法第2条の第1項に規定する災害というのがありますので、その第2条第1項というのが災害、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、土砂崩れ、土石流、高潮まで入っています。なのでこれに当てはまるのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） すみません、この協定書のほうの対応は可能かと思うんですが、先ほども伝えたと思うんですけども、沖縄県が管理しているものなので沖縄県で対応していただくという



のが筋だと思っています。沖縄県のほうで早急に対応できるように、こちらとしては要請していきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは県の管理道路なので県がやるべきだとは思いますが、全部撤去するのは県にお願いするのは分かります。ただ、本当にちゃんと安全に通れる程度、今の状況は本当に車が通れる程度ぎりぎりですね。大型車両が通るのは難しいんですよ。なのでそこも車が通れる範囲、今手作業でやっています。それをさっきも言いましたけれども、自助、共助で今やっています。それを村の力で何とか重機だけでもいいです。重機だけでも、大きな台風が来て大潮が重なれば必ずこのような状況は起きますので、今屋古の前の現状、この前写真でも見せたんですけども、ガードパイプの底のパイプが腐れて今落ちている状況なんですね。それが無いということは、そのときに同じ状況が来たら去年以上に流木が入り込んでくるという状況になります。ガードパイプの間隔、これぐらいの間隔のものしか入ってきていないのが、あの下ガードパイプがなければ大きな流木とかも道路に入り込んでくることになるので、やっぱり手作業というのは厳しくなると思います。なので大きな台風が来ると分かっていて、大潮と重なった場合、そのときに村長、重機1台、どうにか屋古、田港に設置して、この作業に関しては住民でやることは可能だと思います。事故とかが心配だと思いますが、手作業でやるほうがまだ危険なのかなと思います。時間も大分かかります。重機さえあれば本当に1時間もかからないぐらいで車が通れる道幅を確保できると思いますので、その辺を検討していただきたいと思いますが、村長の考えを伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 当該箇所はよくこういう災害が起こっているということで、昨年も私のほうが直接県に要請して、時間はかかったんですが片づけてもらいました。電話で要請してすぐ県のほうも対応してくれましたので、こういう災害が起こりやすい場所というのは県のほうも把握していると思いますので、今後被害情報を早くキャッチして、すぐ県のほうに要請して、県のほうで対応してもらうのが基本だと思いますので、すぐ村で重機をやるということは道路の管理上、事故等いろいろ問題も出てくる可能性がありますので、基本的に県のほうに対応してもらいます。それも迅速に対応してもらえるように私のほうから要請していきたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 県にお願いして、どうやってもすぐはできないんですよ。広いので。なので本当に今起きたことを、道なので、1時間、2時間ぐらいで片づけて通れるようにしないと。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員、質問時間が残り少なくなりましたので簡潔に質問をお願いします。

○ 2番（宮城良治） 救急車両が必要な村民がいた場合に本当に通れないので、その辺配置して、配置するというのは村民の命を守る上でも大切なかなと思いますので、もう一度お願いします。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） 良治議員の御質問にお答えします。

実際、昨年も議員を含めて現場検証とか、北部土木事務所の所長をはじめ現地まで赴いていただいて、また屋古、田港の状況等を議員の方々に見ていただきました。議員がおっしゃることはごもっともで、私も地元ですので、一刻の猶予も許さない場合、救急車両も通れないというのに県が来るまで1日、2

日ずっと待つかという、そうはならないと思うんですよね。やはり議員の言っていた屋古、田港に重機を災害時に配置というのはどうかなと思うんですけれども、やっぱり必要に応じて県のほうを待てられないというときのために、県と協議して、重機使用料の支出分を見てもらえるかどうかとか、この辺の緊急的な措置に関してこれから合議をして、本当は屋古、田港に限ったことではないと思うんですけれども、自助、共助ということで各集落、皆さんで片づけていただいている部分があるんですけれども、本当に人力ではできない部分があると思うんです、議員がおっしゃるとおり。だからその重機を役場が、村当局が配置して、それをかざしてその使用料あたりを県あたりにできるのかどうかとか、それを実際着手していいのかどうかということも含めて県と、もうすぐまた台風時期が来ますので早急に協議していきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。ぜひ、いい方向に進めばいいのかなと思っています。

それでもう1点ですね、去年の9月にもう1か所、昔の友善、今のスカイテラスに上がるころ、去年までは大雨が降ったら水が流れなくて、水が溜まっている状態だったんですけど、去年一緒に北部土木事務所のほうにお願いしまして、そこが現在は、その後すぐ工事をやってもらって、側溝の改修とかをやってもらって、今はその状態が改善しておりますので本当にありがとうございました。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

---

◇ 宮 城 美 和 子 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に5番 宮城美和子議員の一般質問を許可します。5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） お疲れさまです。自殺予防対策計画について一般質問させていただきます。

皆さまもご存知のとおり、沖縄県における自殺問題は深刻な社会問題となっています。

私も悲しい経験があります。私にもできることはなかったのかなと思っていたところ、古い友人から連絡があり、いのちの電話を立ち上げたので、大宜味村でも困っている人の声を聞いてほしい。ぜひ大宜味村でも自殺対策計画を考えてほしいという電話がありました。

沖縄県でも、平成20年に沖縄県自殺総合対策合同計画を策定しました。国が令和4年10月に見直しに伴い、県も自殺総合対策計画の見直しを進めているところです。

調べていると、古い資料ですが、琉球大学学術リポジトリ2010年7月に沖縄県における市町村別自殺死亡の地域差とその要因に関する研究がありました。大宜味村が平成10年から14年の5年間に県内市町村の標準死亡分析機関で自殺の有意に多い地域は大宜味村とありました。とても衝撃でした。

この問題はとてもデリケートな問題で、声もかけづらく難しい問題かと思いますが、大宜味村では自殺対策についてどのように考えているのか伺います。

①大宜味村での自殺対策計画がありますか。

②現在も悩んでいる方がおられると思いますが、行政相談や社協、福祉課などに相談はありますか。

3月に大兼久でも悲しいことがありますが、③村外の方の自殺が多い事についてどのようにお考えでしょうか。対応策について伺います。

2. 村営団地保証人制度廃止について伺います。

近所の住人の方より引っ越したいという相談でした。

理由は、自宅が老朽化で住めない事と運転が出来なくなり、病院に近い方が良いということでした。

空き家が良いが、空き家は探せない事情も理解している、しかし、団地は保証人が必要なので、躊躇しているという内容でした。

この方は、高齢と子供がおらず、親戚や友人に迷惑がかけられないという状況でした。

この方だけではなく、村内には特に60代以上未婚男性が一人で暮らしており、老朽化した家に住まわれている割合が高く、今後、団地の入居率も高まる可能性があります。

現在、全国、沖縄県内においても、身寄りのない高齢者や低所得者などの住宅困窮者にとって連帯保証人の確保が入居の壁となっている事例が多く、保証人を不要とすることで住まいを確保しやすいよう2022年、連帯保証人廃止し11市町村あり、県も4月以降廃止する方針を決めました。すでに国頭村は廃止しております。

連帯保証人を廃止した場合は、家賃滞納の増加を懸念、亡くなった場合の対応など多角的な対応で発生の回避に努める事が必要とされるが、以上をふまえて、村営団地の保証人制度廃止についてお伺いします。

①村は保証人制度についてどのようにお考えでしょうか。

②住宅困難者について、今後の対応策についていかがでしょうか。

③「家賃保証会社」加入の検討についてお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

自殺対策計画につきましては、「健康大宜味21（がんじゅうおおぎみ）計画」と同時に令和2年3月に作成しております。

相談があるかにつきましては、住民福祉課では、毎月1回のこころの健康相談会や窓口等において、子育て、医療、介護、福祉、健康などに関するいろいろな悩みや困りごとの相談を受けております。

また、総務課では、法律・行政相談を実施しており、相談には様々な悩みや困りごとを持った方が来ております。

来訪者の自殺が多い事についてとのご質問ですが、多いかどうかという事は、情報を得ることができない為、把握できておりません。また、対応策につきましても現状として、具体的な対策は厳しいものと考えております。

保証人制度の役割としては、賃借人が滞納し家賃債務の不履行をした際に、賃借人に代わり弁済を行うことが趣旨となっておりますが、その他、賃借人と連絡が取れない場合や安否確認を行う際に保証人とのやりとりを行っていることから、現在の保証人制度については継続していきたいと考えております。

住宅困難者については、住民福祉課への相談などがあり、総務課へ繋げて村営住宅に空きがあれば、応募してもらい入居した例もあることから、これまで通り、住民福祉課とも連携を図りながら、村営住宅に空きが出た際には、改修を速やかに行い、公募するよう努めていきたいと考えています。

家賃保証会社の加入については、現段階において情報を持っていないので、県内市町村の導入状況等も踏まえ勉強させていただきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） ①の健康大宜味21（がんじゅうおおぎみ）計画をいただいているので、いただけたらなと思っております。いただくことは可能でしょうか。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

今手元に冊子があるので、この冊子の中の4編に自殺対策計画については載っている形にはなるんですが、在庫のほうを確認してまたお渡しできたらお渡ししたいと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 自殺対策の抑止についてですけれども、看板、横断幕の設置などを村だけではなく、民間の方とかNPOの方とかがなさっていると思いますので、そういったことを村として設置することは可能でしょうか。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

現段階で先ほど村長からもありましたとおり具体的な対策は厳しいものかと思っておりますが、本村におきましては、やはり海岸地域が広いということと、また山林のほうも多いということで、それぞれまた見つかった場所とかそういったところも今把握しているだけで、なかなか特定される場所は難しいということが現状でございます。そういったところから考えると、看板の設置等、今現状で具体的な対策というのは、またそれについてもここで設置した場合に、またここで自殺があったのかなということも想像させてしまうと、またそこも難しいというところがありますので、そこについては具体的な対策というのはちょっと難しいのかなと思っております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 御回答いただいた中で、大宜味村は自然景観も魅力とするので、大宜味村の観光地としての観点から景観が阻害され、地域のイメージの低下が考えられると思います。そのようなことも配慮した対応が必要かなと思っておりますが、また民間のほうではそういったことをサポートなさっている専門家の方がノウハウを持っていられると思うので、勉強会などの開催とかぜひ取り組んでいただけたらなと思っております。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） ありがとうございます。先ほどおっしゃってございました住民福祉課のほうで行っている月1回の心の健康相談会につきましては、臨床心理士による相談会という形になっております。また今年度につきましては自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、また必要な支援につなげ、見守るとかですね、そういったことができるよう必要な研修として今年度ゲートキーパー講座の開催を予定しているところでございます。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 講座の開設ありがとうございます。

次に団地について、保証協会についてですけれども、③の家賃保証の加入について事例がありまして、うるま市の団地は家賃保証を保証協会に加入しております。連帯保証人を選ぶ人と家賃保証のどちらかを選択する方法がありますので、今後御検討いただけたらと思っております。いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 議員の御提案の件に関しましては、実際に行っているところがあるということなので、その辺の情報収集を行いながら検討していきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） ちょっと追加してですけれども、連帯保証人ではなく、沖縄県では緊急連絡届というものを出して、保証人に代わる、代わりの方という制度を設けているようなので、それも踏まえてお願いしたいと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で5番 宮城美和子議員の一般質問を終わります。  
これで一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。  
本日は、これで散会します。  
お疲れさまでした。

（午後 2時23分）

## 令和6年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和6年6月10日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (令和6年6月10日 午前10時00分)

散 会 (令和6年6月10日 午前10時56分)

### 2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
副 村 長	宮 城 豊	教 育 課 長	新 城 寛
総 務 課 長	真喜志 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
財 務 課 長	前 田 佳 政	監 査 事 務 局 長	知 念 和 史
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	真喜志 亮
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	佐久川 紀 亮		
企 画 観 光 課 参 事	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	島 袋 未 来		

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第22号	大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例	質疑委員会付託
2	議案第23号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
3	議案第24号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
4	議案第25号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
5	議案第26号	大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
6	議案第27号	大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
7	議案第28号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	質疑付託省略
8	議案第29号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	質疑委員会付託
9	議案第30号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	質疑付託省略
10	議案第31号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第1号）	質疑付託省略
11	議案第32号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）	質疑付託省略

7. 追加議事日程（第3号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		議案第22号大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例訂正について	

---

◎開議の宣告

○ 議長（大城佐一） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議案第22号の質疑

○ 議長（大城佐一） 日程第1 議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは質疑いたします。

本村の人口がもう3,000名を割ったところで、時宜を得た条例の提案だと評価するわけですが、この条例の趣旨とちょっと矛盾するんじゃないかという点がありますのでお伺いいたします。

まず、入居資格である第5条、この5条には、住宅に入居することができる定住希望者は、次の条件を具備する者でなければならないとなっているんですが、そしてその第5条の5号には、申込み時、満18歳以上の者であることと。そうすると、人口増につなげるためには幼小中、高校生とか家族ぐるみで入居できるかなという感触を持っていたんですが、この5号からすると、18歳以上の者でなければ入居はできないと断定されているわけですよ。どう判断しますか。私はこれは申込時に、申込者が18歳以上でなければならないというように解釈をしたいんですが、申込者という字句を挿入しないと現条例では提案されている条例の中では申込み時、満18歳以上の者であることということになっていると、18歳以上でないとはこれは入居できないということになるんですよ。その辺の見解をお示しいただけますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

議員御指摘の箇所については、こちらの意図としては先ほど議員がおっしゃるように申込者について18歳以上という要件を入れたつもりではあったんですが、御指摘のとおり現在の文面においては同居者についても18歳以上でなければならないような書きぶりとなっておりますので、こちらについては訂正が必要かどうかということを検討させていただけたらと思います。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 課長今の答弁では検討が必要かどうかじゃないですよ、これ検討しないと駄目ですよ。検討の余地ないですよ。この条文変えないといけませんよ。ですから訂正するなら訂正するとはっきり答弁しないと、次の議事に進められないんですよ。村長、この条文からしてどうお考えですか。訂正の手続を取るんですか取らないんですか。その辺ははっきりしてくださいよ。質疑進められないですよ。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

失礼いたしました。訂正は必要だと思いますので、議案の訂正について、こちらで手続できたらと思っております。

○ 議長（大城佐一） ただいま議題となっております議案第22号の質疑は一旦中止し、日程第2、議案



第23号を先に審議したいと思います。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第2から先に審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

よって日程の順序を変更し、日程第2から先に審議することにしました。

---

#### ◎議案第23号の質疑、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第2 議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第24号の質疑、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第3 議案第24号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第25号の質疑、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第4 議案第25号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第26号の質疑、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第5 議案第26号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第27号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第27号 大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第28号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第7 議案第28号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第28号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第28号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第28号は、可決されました。

---

◎議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第29号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、議長を除く9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第29号は、議長を除く9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○ 議長(大城佐一) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

---

#### ◎議案第30号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 日程第9 議案第30号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第30号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第30号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第30号は、可決されました。

---

◎議案第31号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第10 議案第31号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第31号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第31号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第31号は、可決されました。

---

◎議案第32号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第11 議案第32号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第32号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第32号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第32号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第32号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（大城佐一） 起立全員です。  
したがって議案第32号は、可決されました。

- 
- 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時14分）

- 
- 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

- 
- 議長（大城佐一） 議案第22号大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第22号大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第22号大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例訂正の件

- 議長（大城佐一） 追加日程第1 議案第22号大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例訂正の件を議題とします。

村長から議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例、訂正の理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 令和6年6月6日に提出した議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例について訂正したいので、大宜味村議会会議規則第20条第1項の規定により、承認願いたく申し出ます。

訂正する理由としましては、先ほど質疑において、議員から御指摘いただいた件について訂正する必要があると判断したため、第5条第5号に記載されている年齢条件について削除し、同条第5号以降の号を繰上げを行っています。

詳細につきましては、総務常任委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願います。

- 議長（大城佐一） これで訂正理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第22号大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) したがって議案第22号大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例訂正の件を許可することに決定しました。

---

◎訂正後の議案第22号の質疑、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 訂正後の議案第22号の質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮城良治議員。

○ 2番(宮城良治) それでは今回の条例の24条についてお聞きします。

契約の解除についてですが、これは村営住宅設置及び管理に関する条例の32条と公営住宅法32条を基に、24条はつくられたものなかのかなと思って質疑しますが、7項目のことに關して違反があれば、契約を解除して住宅の明渡請求を出しますというのがこの内容だと思いますけれども、結構悪質な入居者に対してのものだと思いますが、こういう悪質な入居者に速やかに出ていってくださいと言ってもなかなか出ていかないのかなと思います。2項のほうで速やかに当該住宅を明け渡さなければならないと書いていますが、もし速やかに明渡しが行われなかった場合、その後どういう対応を取るのかお聞かせください。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(佐久川紀亮) お答えいたします。

まず退去の理由に該当する場合は村からももちろん退去の依頼をお願いするんですが、議員御指摘のような悪質な方がいて、なかなか退去しないという場合は、何度かもちろん村としても明渡しについてお話しはいたしますが、それでも退去してもらえないということであれば、村の顧問弁護士等も相談して手続を進める方向であります。

○ 議長(大城佐一) 2番 宮城良治議員。

○ 2番(宮城良治) そうなると、やっぱり裁判となってくると思います。そうならないために公営住宅法、あと村営住宅設置及び管理に関する条例の中では、所得が高くなればどんどん家賃を高くして、それでも明渡しがされない場合、近傍同種の、アパートの家賃の2倍近くまで家賃を上げますというのが書かれているんですけども、所得が高くなった人に対してそこまで厳しい対応を取るのに、何で今回の悪質な入居者が入ってきた場合、出ていかない場合は裁判まで持っていくという考えなんですけれども、そうならないための条例、公営住宅法の32条、村の団地の設置の条例の中にある2項、村長は同項の期限が到来した日の翌日から当該村営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅家賃の額の2倍程度に相当する額以下で徴収することができるというのがあるんですよ。そこまでやらないといけないんじゃないかなと思うんですけども、その辺についてお願いします。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(佐久川紀亮) お答えいたします。

公営住宅については、公営住宅制度というのが低額所得者に低廉な家賃の住宅を供給することを目的としています。その中で公営住宅法において厳格な入居資格を定めているところであり、入居資格を具備することは当然のこととされております。公営住宅の目的というのと、今回私どもが提案しております移住定住促進住宅という目的がちよっと違うと思っておりまして、公営住宅については、先ほどお話しした低額所得者に対する住宅の確保施策であります。今回の移住定住促進住宅に関しては人口増加

だとか地域活性化だとか、地域コミュニティの維持を目的として設置しておりますので、公営住宅法に縛られるものではありませんので、そこまで厳格にする必要はないかと考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） もちろん村の人口を増やす取組としては本当にいい取組だと思います。しかし、今回喜如嘉、大兼久、津波の3か所で受け入れる形になるんですけれども、本当に来ていただきたい人というのは、この地域が望むのは本当に地域のことを一緒に活動できる人とか、地域のためになるような人であれば大歓迎だと思います。ここに今、契約解除されるぐらいの人というのは地域にとって早く出て行ってほしいぐらいになってくるのかなと思っていて、そういう人を人口増やすために入れました。地域は我慢してくださいというのはちょっと、地域としても迷惑になるのかなと思うんです。なのでそういう方々に対してもう少し強い条例というのを組み入れるべきではないのかなと思うんですが、お願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今回の移住定住促進住宅の条例に関しましては、募集する際にも入居者の審査委員会というものも開催して、当該地の区長を入れたりだとかそういう方々の中で審査して入居者を決めていくというところもありますので、そちらのほうでなるべくそういった迷惑を及ぼす方というのは入れないような形で審査していけたらなと思っております。また、公営住宅とは違って今回の移住定住促進住宅については、基本2年間という縛りがありますので、もし最初は分からなくて、後から迷惑な方がいたとしても、最長でも基本2年では契約終了となりますので御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 第21条（自治会への参加等）、入居者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。（1）入居しようとする住宅が存する地区の自治会に加入すること。これは基準的に削除すべきじゃないかなと思っております。2号、3号で対応すべきだと思っております。選考基準とかこの人が的確かというのは先ほど課長から答弁もあったように、選考基準で審査していけばいいことだと思っておりますが、どう思いますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今回の条例に関しては、先ほども別の議員からもありましたが、地域の活性化だとか地域コミュニティの維持というところも目的としております。私どもといたしましては、なるべく区の活動にも参加してほしいですし、区の自治会のほうにも加入していただきたいというところに入れてあるものでございます。今回の21条のものについては、基本的に守っていただきたいことというところに入れておりますので、どうしても本人が加入したくないだとか、加入しても途中で辞めたいとか、そういった場合もあると思っておりますので、そちらについては必ずということではないという意味合いでございます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 21条、入居者は次の掲げる事項を遵守しなければならない。「遵守しなければならない」ということは、努力目標じゃなくて、守らなければならないことですので、それで先ほど課長が答弁したように積極的に加入してやってもらいたい。意味は分かるんですが、途中辞められることは、この自治会等の参加に遵守しなければならないということを破っていることとなりますので、やっ

ぱり1項を削除すべきだと思います。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、私どもとしては、基本的に守っていただきたい事項ではありますが、個人の事情等いろいろあると思いますので、強制はできないと思っております。そういうことで私どもの考えとしては、遵守するという言葉でそちらできるのかなと思って入れております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この遵守というのが守らなければならないということですので、断言されていることですよ。それで努めなければならないということであれば理解できるんですけども、守らなければならないということをうたって、この項では加入することということは、もう資格なくなるということになります。そうじゃないですか。矛盾していると思います。だから1項は削除し、2項、3項だけで明記して、先ほどほかの議員からもいろいろ疑義の質疑があったんですけども、そのことはやっぱり審査できちんとかういう人が本当に守ってくれるのか、その辺を審査してね、それでどうしてもそれが履行されていないような状況にあるんだったら、最低2年は契約期限があるからそのときに解除すればいいことだけど、この条例の整備としてはおかしいと私は思っています。先ほど議案の修正の申出と同じような感じだと思いますので、その件を私は訂正していただきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

先ほど議員からの話で、努めなければならないということはどうかということがありました。そうした場合、自治会に迷惑を及ぼす行為をしてはならないということが努めるということになると、やらなくてもいいという場合もまた逆にあたりですね、村としても村のお金も使って住宅の整備というのはやっておりますので、今、アパート等で加入されていない方々というのも現在いると思うんですけども、そのお金も入っているというところで、なるべくやはり自治会のほうには加入していただけるような方々を選考して入れていきたいなと思っておりますので、このままの形でできたらなと思っております。

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。簡単明瞭にお願いしたいと思います。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） ありがとうございます。

遵守しなければならないということは、そのまま生かすべきだと私は思っているんですが、1項の加入することをそのまま明記すると矛盾が生じるので、それで削除を求めているんです。そうしたら2項、3項のものが生きてきますので、本来この21条の遵守しなければならないものを生かして、1項は削除して、先ほど言ったように選考や基準で反映すべきじゃないかと。矛盾が生じているので、これは先ほど課長が説明したように加入、努力目標みたいな表現はしていたんですけども、断言しているわけですから、本当にこれがいいのかということで、私は先ほど訂正のものがあつた18歳以上の者であることと全く同じだと認識していますので、ぜひ訂正を求めます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） お答えいたします。

先ほど担当課長から言ったような形で、訂正はなしで、遵守というところをお願いしたいと思います。



ここの1号に関しては、やっぱりこの地区のこの自治会というところで、今3地区あるんですけども、3地区のところと言ったらその3地区に行って、そこで加入していただきたい。そこで積極的な参加を努めてくださいよというところを申し上げているのであって、2号とか自治会活動というところで統括したらどうかということを行っているんですけども、自治会活動というのは広いですよ。この入るところが自治会活動ではなくて、やっぱりいろんなブロックごとの活動も自治会活動でありますので、その1号で努めてやっている表現というのは、ここの住む場所、今回3地区ですが、3地区で加入してこういう積極的な参加を促す意味でそういう表記にしていますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 質疑させていただきます。

5条6号の、現に同居し、必ず婚姻関係同様の事情にある方ではないといけないのかなと思っています。地域活性化、地域文化の活動の担い手になる者とあるので、独身ではだめなんですか。もちろん住人が増えることで家族がある方を入居させるというのはいいかなと思うんですけども、独身の方のほうが地域の活性化や文化活動も精力的に動けるのではないかと。そこで出会いがあって結婚すればいいのかなと私は感じています。10条にありますように入居期間は2年です。御家族で移住されるのはすごくハードルがあると思うので、まずは独身者の方を入居させて、その後いろいろ大宜味村で交流人口といいますか、関係人口を築いていただいてやっていけたらなと感じますが、いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今回の移住定住促進住宅の条例に関しましては、先ほど議員からもあったように原則1人ということは考えておりません。基本的に2人以上、というのも条例の趣旨にもありますように人口増加という、村が掲げる人口目標を達成するということもありますし、地域活性化というのもありますが、その中でやはり1人というよりは、地域のほうでも子供たちが少ないとかそういう状況もありますので、村としては少ない戸数ではありますが、家族連れで来ていただける方というのを優先的に入れたいというところで今回のような条例の内容となっております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 御回答ありがとうございます。とても事情はよく分かりますが、独身者にも優しい環境が整えるような住居環境であったり、そういった受入れができたらいいなと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております訂正後の議案第22号は、総務常任委員会に付託します。

---

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時48分）

---

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

---

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） これから諸般の報告を行います。

休憩中の予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に大山美佐子議員、副委員長に宮城美和子議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎休会について

- 議長（大城佐一） お諮りします。6月11日は、委員会審査のため休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって6月11日は、休会とすることに決定しました。

---

◎散会の宣告

- 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまです。

（午前10時56分）

## 令和6年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和6年6月12日

### 1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和6年6月12日 午前10時00分)

閉 会 (令和6年6月12日 午前10時56分)

### 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第22号	大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第23号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第24号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第25号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第26号	大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第27号	大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第29号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

○ 議長（大城佐一） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第22号～議案第27号の一括上程、委員長報告、質疑、議案第22号の修正動議提出、修正動議の説明、修正動議の質疑、議案第22号～議案第27号の討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第1 議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例、日程第2 議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第3 議案第24号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日程第4 議案第25号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第26号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第27号 大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の6件について一括して議題とします。

一括して総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 6 7 号

令和6年6月12日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大 城 邦 彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第22号	大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例	原案可決 賛成多数
議案第23号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第24号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第25号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第26号	大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第27号	大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（大城邦彦） 総務常任委員会委員長報告。

総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第22号から議案第27号まで、6件であります。

6月11日午前10時00分から委員会を開催し、執行部から副村長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例について説明いたします。

各種計画に掲げられている人口目標に向け移住・定住環境の改善等の目的で住宅の設置を行い、設置の伴う管理に関する条例である。

設置位置は喜如嘉区、大兼久区、津波区各1戸の3戸である。

入居者は公募で行い、選考委員会にて決定することとなっている。

附則として、公布の日から施行となっております。

議案第22号では、原案の質疑において、別表住宅家賃についてどのように設定したのかの質疑に対し県内中古物件情報を参考に設定しているとの回答がありました。

質疑終了後、吉浜委員から修正動議（第21条第1号削除）の提出がありましたが前田委員から提出された修正案は要件を具備していないのではないかの指摘を受け、吉浜委員から動議撤回請求の申出がありこれを受けました。

次に議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど説明しました選考委員会委員の報酬を定めるものであります。

次に議案第24号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、令和6年度より会計年度任用職員への勤勉手当支給に伴い所要の改正となっております。

次に議案第25号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、過疎地域における固定資産税の適用期限を3年間延長する改正となっております。

附則として、公布の日から施行し令和6年4月1日から適用となっております。

次に議案第26号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、個人番号の利用の範囲と特定個人情報の提供の範囲を拡大するものとなっております。

附則として、公布の日から施行となっております。

次に議案第27号 大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱の改正に伴い所要の改正となっております。

附則として、公布の日から施行し令和6年4月1日から適用となっております。

議案第22号は、質疑はあったものの、討論はなく、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、議案第23号から議案第27号の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

（発言する者あり）

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員、吉浜 覚議員はこれまで再三にわたり修正案を提出し、撤回を行うことを繰り返しておりますので、修正議案提出においてはしっかりと精査するように注意いたします。

○ 8番（吉浜 覚） 議長から指摘がありました件は、慎重に承りたいと思います。

修正動議を提出いたしますので、暫時休憩願います。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時09分）

---

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前10時20分）

---

○ 議長（大城佐一） 本案に対しては、8番 吉浜 覚議員からお手元に配りました修正の動議が提出されています。

したがってこれを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚）

令和6年（2024年）6月12日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

発議者 大宜味村議会議員  
吉 浜 覚

議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例に対する修正案

大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり修正する。

第21条中「加入すること」を「加入に努めること」に改める。

以上で説明を終わります。

○ 議長（大城佐一） ただいまの修正案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。6番 前田孝議員。

○ 6番（前田 孝） 修正案に目を通したんですけれども、重箱の隅をつつくようで申し訳ないんですが、議案には21条の1つしかないんですけれども、しかしこれは「第21条第1項第1号中」とやったほうがすっきりするんじゃないかと思うんですよ。号の改正ですから。そして「加入すること」となっているんですが、加入することという、原案については「。」が抜けているんですよ。閉じないといけないんですから。修正案には加入に努めることということで、閉じるように、「。」もないとおかしいと思いますが。先ほど議長から精査して修正案は出しなさいということで注意もあったと思うんですが、その辺大変重箱の隅をつつくようで申し訳ないんですが、お答えいただければと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） ただいま前田議員から指摘ありました。私も実際はそういうふうと考えておりましたけれども、県議長の事務局とやり取りして、逆に「。」などは重複するから必要最小限のものでやりなさいと、そういう条項で確認して提出しております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 覚議員、何号に対する質疑。

○ 8番（吉浜 覚） それも同じです。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 県議長のほうから問い合わせたということですが、県議長会もちょっとおかしいですよ。原案には「加入すること。」ということで「。」が入っているんですよ。それを省いてもいいというふうな、こんな県議長の指導は誰がやったんですか。私も逆に問い合わせたいですね。原案を変えるということですから、「。」が抜けているでしょうと。ですからきちんとやってもらわないといかないということで質疑をしているんですよ。先ほどから言っているように、重箱の隅をつつくようで申し訳ないんですが、県議長会もこういう指導をするのはちょっと私も疑問持っていますよ。県議長会、指導を受けたのはどなたですか。お教えいただけませんか。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 指導したのは、金城事務局長です。それで「。」については、先ほど言ったとおり、私もやったんですけど、実際加入の部分もですね、要するに原案と改めるものについて、同じところは省略すべきだと。だから「。」も抜けると。そして加入の場合については、文言が読み取れないから、加入は必要最小限に入れたほうがいいという指導でした。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） ですから、原案は「加入すること。」「。」があるんですよ。そうすると今の修正案では「加入に努めること」となって、「。」は全部なくなるということだよ、法制執務上は。それは別に議長会がそう言ったらいんじゃないかと言ったら、じゃあこの「。」は入らないということの解釈になりますよ。いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。



○ 8番（吉浜 覚） この1項の文言は、「入居しようとする住宅が存する地区の自治会に加入すること。」となっております。それで私は文言皆入れました。それでその表示方法は、加入も原案と一緒になんですけど、もちろん今、孝議員が言った「。」もあります。そして「。」は全く一緒だからのっけないと。その前文も載せる必要はないと。「加入」は表示のために一応必要最小限のものに入るから加入は入れたほうが良いという指導でした。今言った「。」は前文と同じです。同じという解釈で入れるべきじゃないという指導でした。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 質疑します。

「入居しようとする住宅が存する地区の自治会に加入すること。」ということで、これは協議会の中で、このことを区長なりが入れてほしいという要望があったと思うんですけども、「加入すること」と「加入に努めること」では全然意味が違って、「努めること」と言ったら、本当に半分以上が加入しないんじゃないかなと思うんですけども、その辺、今回受けていただける喜如嘉、大兼久、津波、この中でやっぱり人数の少ない大兼久とか津波とかになると、どうしてもこの地区の自治会に加入してほしいというのは区長とか住民からの願いでもあるんですけども、その辺例えば覚議員が今住んでいる喜如嘉あたりの区長はどう言っているのかお聞きしたいです。この件に関しては区長からの要望とかもあったと聞いているんですが、その辺の話を区長に伺っているのかお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この議案の関係では聞いておりません。ただし、区長が地域に住んでいる人の自治会費徴収については非常に難儀しているということもあります。それでまだ加入していない人もいます。この辺は頭を悩ませているけど、努力して入ってもらうような形を取っているということは聞いております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今のは答弁になっていないんですけども、逆のことを言っていないですか。加入に努めることとなったら、区長は余計にまた入ってくださいという、条例で定めていたら、もうこの住宅に入った段階で自治会に加入することとなっているけど、今覚議員が言っているのは加入に努めることというふうになれば、区長は、その世帯に行って自治会に入ってくださいと、またそこで区長の苦勞が生まれるのかなと思います。その辺についてどう思うのかお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） その件については、この自治会はあくまでも任意団体なので、自治会に加入することを強制することはできないと。だからあくまでも勧誘をしていくということで、そういうふうな解釈をしています。だからそれはやっぱり地域でこういうことがあるからということで納得してもらって、そういう人たちにそのことを訴えることが大切だと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 強制というか、これはもちろん執行部も弁護士なりに相談して、問題ないということでこの条例に上げていると思います。私たち住民として、また区長の立場としてこの辺は地域としては、来た方に対してはやっぱり地域と一緒に活動、清掃活動とか行事、大兼久とか喜如嘉だったら豊年祭とかもあると思いますけれども、その辺を協力してほしいというのが地域住民、区長の思いだと思います。この移住定住の村としての目的もその辺にあるのかなと思いますので、やっぱりその辺は私

は必要になってくると思います。

覚議員が言っている法律的な、さっき言っていたんですけれども、強制になるんじゃないかと。その辺の根拠を教えてください。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 委員会でも少し話したんですけれども、また話していきたいと思います。

議員必携によると、議会にとっては条例の制定、改廃権は予算の議決権と並んで最も重要な権限であるので、その行使に当たっては特に慎重でなければならない。そして住民の意思反映に努め、条例の効果やほかの法令との関係を十分検討する必要がある。町村の条例は、町村自体の法則であるが、憲法を頂点とする国の法令の範囲内において効力を有するものである。憲法が第9条において、「地方公共団体は……法律の範囲内で条例を制定することができる」と定め、これを受けて地方自治法は第14条第1項で普通地方公共団体は法令に反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し条例を制定することができる」と規定しています。これは条例が国の法令の下、国の法令に違反しない限りにおいて効力を有することを示しているものである。憲法で定めた基本的人権に関する事柄を制限するような規定を設けた場合に多くの問題が生じる。これらの事項については、公共の福祉に反しない限度における人権の行使が許されるのだから、その権限を越えるものについてのみ条例で規制できる。したがってその規制ができる限度を超えた条例の規定は無効とされる。これは議員必携にうたわれております。そういうことで私は慎重に取り扱ってほしいということで申し上げます。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭をお願いいたします。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今長々と説明していましたが、全然答弁になっていなくて、具体的に何が違反なのかと全然理解できなかつたんですけれども、私は原案で全然いいのかなと思います。すみません、これで終わります。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで修正案に対する質疑を終わります。

これより討論に入りますが、原案と修正案に対する2回いたしますので、この辺は混合しないようにお願いしたいと思います。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例について、反対の立場で討論します。

本案は、大宜味村の地域活性化に貢献する移住定住支援及び地域コミュニティの維持を図るため、大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例により必要な事項を定めているものである。

自治会への参加と第21条1項では、入居しようとする住宅が存する地区の自治会に加入することを厳守することになっている。しかし、自治会は地域住民が豊かで住みよいまちや村づくりを目指して、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めている任意の団体である。あくまでも任意の団体なので、自治会に加入することを遵守しなければならないと強制することはできない。

ちなみに、議員必携によると、議会にとっては条例の制定、改廃は予算の決議権と並んで最も重要な

権限であるので、その行使に当たっては特に慎重でなければならない。そして村民の意思の反映に努め、条例の効果やほかの法令との慣例を十分に検討することが必要である。町村の条例は町村自体の法則であるが、憲法を頂点とする国の法令範囲内において効力を有するものである。憲法が第94条において地方公共団体は……法律の範囲内で条例を制定することができることと定め、これを受けて地方自治法は第14条第1項普通公共団体は法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し条例を制定することができることと規定している。これは条例が国の法令の下、国の法令に違反しない限りにおいて効力を有することを示しているのである。

よって、憲法で定めた基本的人権に関する事柄を制限するような規定を設けた場合に多くの問題が生じる。これらの事項については、公共福祉に反しない限度における人権の行使が許されるのだから、その限界を超えるものについてのみ条例で規制ができる。したがって、その規制できる限度を超えた条例の規定は無効とされる。

どうか本案に対する各議員の賛同を求め反対討論とします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） すみません、討論を準備していなかったんですけども、急遽準備します。

議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例について、賛成の立場で討論します。

この条例の趣旨ですね、大宜味村が掲げる人口目標の達成、地域コミュニティの維持及び移住定住環境の改善を図るためというのがあります。やっぱりこの「加入すること」と、「加入に努めること」ということでは大きく意味が違います。地域にとってこの移住定住で来られる移住者……、入居する方に地域としてはやっぱり地域活動をやっていただきたいというのがあって、入居の資格というところでも地域活動、地域文化活動の担い手になる者というのがあるので、やっぱり地域としては地域活動、その辺を一緒にやっていただきたいので、21条の、「入居しようとする住宅が存する地区の自治会に加入すること。」という部分も含めて、この案に対して賛成の立場で討論します。

議員各位の御理解と賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 以上で原案に対する討論を終わります。

次に修正案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 次に修正案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の採決を行います。

まず、本案に対する8番 吉浜 覚議員から提出されました修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

- 議長(大城佐一) 起立少数です。  
したがって修正案は、否決されました。  
次に原案について起立によって採決します。  
原案について賛成の方は起立願います。

(起立多数)

- 議長(大城佐一) 起立多数です。  
よって議案第22号 大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第23号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。  
したがって議案第23号については、委員長の報告のとおり可決されました。  
これから議案第24号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第24号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第24号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。  
したがって議案第24号については、委員長の報告のとおり可決されました。  
これから議案第25号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第25号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第25号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。  
したがって議案第25号については、委員長の報告のとおり可決されました。  
これから議案第26号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第26号 大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。  
したがって議案第26号については、委員長の報告のとおり可決されました。  
これから議案第27号 大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第27号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第27号 大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第27号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第29号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 日程第7 議案第29号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第68号

令和6年6月12日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 大山 美佐子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第29号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致

(大山美佐子予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(大山美佐子) 予算審査特別委員会委員長報告をします。

ただいま議題となりました議案第29号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

6月11日午後1時30分からの審査予定を2時間30分繰り上げて午前11時から委員会を開催し、審査を行いました。

執行部から副村長をはじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、御報告を申し上げます。

議案第29号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)の主な内容は、

歳入で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金38,988千円の増・令和5年度実施分沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金40,339千円の増。

歳出では民生費で物価高騰対応重点支援給付金事業費、定額減税補足給付金事業費、低所得の子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金38,988千円の増等による補正で、全体で62,874千円の増額補正であります。

議案第29号は、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告いたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第29号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○ 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第4回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前10時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員